

平成31年加美町議会第1回定例会会議録第2号

平成31年3月6日（水曜日）

---

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	三浦又英君	18番	早坂伊佐雄君

---

欠席議員（なし）

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
危機管理室長	長田裕之君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
特別徴収対策室長	浅野仁君
農林課長	長沼哲君
農業振興対策室長	嶋津寿則君

森林整備対策室長	猪 股 繁 君
商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長	岩 崎 行 輝 君
建設課長	三 浦 守 男 君
保健福祉課長	内 海 悟 君
子育て支援室長	佐 藤 法 子 君
地域包括支援センター所長	千 葉 桂 子 君
上下水道課長	大 場 利 之 君
小野田支所長	岡 崎 秀 俊 君
宮崎支所長	今 野 仁 一 君
総務課長補佐	伊 藤 一 衛 君
企画財政課長補佐	佐々木 実 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教育総務課長	二 瓶 栄 悦 君
生涯学習課長	遠 藤 肇 君
体育振興室長	上 野 一 典 君
農業委員会事務局長	太 田 浩 二 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

次 長	内 海 茂 君
主幹兼総務係長	内 出 由紀子 君
主幹兼議事調査係長	後 藤 崇 史 君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第2まで
- 午前10時00分 開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番下山孝雄君、16番米木正二君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

通告5番、16番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 米木正二君 登壇〕

○16番（米木正二君） おはようございます。きょうの一般質問のトップバッターということでいささか緊張しております。きょうの6日は、啓蟄ということで虫が暖かさを感じて土からはい出してくる日ということでありまして、春がもうすぐそこまで来ているのかなというふうに感じております。この春のように、町長のように爽やかに私も質問をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私は、施政方針についてということで2つほど質問をいたしたいというふうに思います。

まず最初に、（1）安全・安心で快適に暮らせるまちづくりについて伺います。

①地域防災計画の改定の主な内容はどのようなものか伺いたいと思います。

②風水害対策として「防災マップ抜粋版」を作成し、既存の防災マップと併用して町民の防災意識の高揚に努めるとありますけれども、具体的な方策について伺うものであります。

また、大雨洪水災害を想定した訓練、大雨行動訓練が必要と思いますけれども、実施の予定はあるのかどうか伺うものであります。

③でありますけれども、通学路沿いにあるブロック塀の安全確保を図るためのブロック塀等除却事業を本年度から実施をするということでありまして、その内容について伺うものであります。

次に、（2）でありますけれども、魅力あふれ豊かでにぎわいのあるまちづくりについて伺

います。

施政方針の中で空き店舗が増加するなど地元商店街は依然として厳しい状況が続いているとありますけれども、対策については一言も触れられておりません。そういった空き店舗対策を講じる考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

爽やかな米木議員のご質問に私もできるだけ爽やかにお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりについて3点、ご質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、地域防災計画の改定の主な内容についてであります。加美町地域防災計画は、本町で想定される地震災害や風水害を重点に、国や県の防災計画との整合性を図りながら改定を行ってまいったところでございます。

具体的に申し上げますと、町の地域防災計画の改定の主な内容であります。県が国の防災基本計画の修正を反映し、宮城県地域防災計画の修正を行っております。本町は、それを受けて県の防災計画の修正内容を反映する形で改定を行っているところでございます。

まず、地震、風水害等災害対策編共通の主な修正については、県は、国の防災基本計画の修正を反映して熊本地震を踏まえた応急対策、生活支援検討ワーキンググループ報告等を踏まえ、応急的な住まいの確保や生活復興支援について必要な箇所を修正したということでございます。

また、平成28年度台風10号災害を踏まえた課題と対策のあり方という報告書がありますが、これを踏まえ災害時の優先業務の絞り込み、全庁を挙げた体制の構築について必要な箇所を修正しております。

こういった県の修正、改定を踏まえ、町ではそれを反映する形で修正をしているということでございます。

次に、風水害等災害対策編の主な修正については、県は国の防災基本計画の修正を反映してその他河川の浸水想定に関する情報について水防法や土砂災害防止法の改正を反映して、避難確保計画の作成、避難確保計画作成を促す市町村の措置について修正をしております。町

は、この県の修正内容を反映する形で修正をしております。

次に、改定の主な内容でございますが、風水害対策として先ほどご質問のありました2点目でございますけれども、既存マップと併用して町民の防災意識の高揚に努めるということに対する具体的な方策、それから大雨洪水災害を想定した訓練が必要ではないかというご指摘に対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

町では、防災のための知識や洪水、ハザード情報のほか、町が指定する避難場所を掲載した総合型の防災マップを平成28年度に作成し、町内全戸に配布をし、町民の防災意識の高揚に努めております。

しかし、宮城県は水防法の改正により、27年9月の関東東北豪雨など相次ぐ大雨災害を踏まえて、平成30年5月29日に鳴瀬川、多田川の県管理区域で新たに防水浸水想定区域を指定しております。これまでは100年に一度程度に当たる計画規模をもとに浸水想定区域を想定しておりましたが、今回は1,000年に一度程度の大雨に当たる想定最大規模に引き上げ洪水浸水想定区域を指定しておるものであります。

水防の規定では、洪水浸水想定区域の指定があったときは、各市町村において、いわゆる洪水ハザードマップの作成など洪水浸水想定区域における円滑、かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講じなければならないとされております。

既存の防災マップ、これは28年に作成したものでありますけれども、洪水ハザードマップは100年に一度程度の計画規模で作成をしておりますので、1,000年に一度程度の大雨に当たる想定最大規模の洪水浸水想定区域が違ってくるわけでございます。両河川で浸水区域が広がるということ。そして、浸水の深さも深くなると。そして、それによって旧中新田区域の市街地全域が浸水区域に含まれるということでございます。

町では、水害対策としまして想定最大規模の洪水浸水想定区域の対象となる地域を抜粋した洪水ハザードマップを平成31年度に作成いたします。このマップは、予想される浸水区域、浸水の深さ、被害を受けるおそれのある区域など被害予測情報や浸水した場合の避難体制、避難方向、どちらに向かって避難するかという、そういった方向なども明示したものであります。

さらに、新たに作成した洪水ハザードマップを既存の洪水マップに追加をし、1冊にまとめ改定をして防災マップを全戸配布し、周知徹底を図り、町民のさらなる防災、減災意識の高揚に努めたいと考えております。

また、近年、大雨災害が全国各地で多発しており、大雨洪水災害を想定した訓練が必要であ

るといふように町でも考えております。平成31年度の総合防災訓練では、大雨洪水災害を想定した水害対応総合訓練を計画しております。

訓練は、本町が記録的豪雨となり、町内各地で中小河川の氾濫、鳴瀬川、多田川が増水し、氾濫水域圏が増している状況を想定して行う予定にしております。

訓練内容につきましては、住民避難訓練、災害時要支援者も含む形での住民避難訓練、避難住民輸送訓練、避難所開設運営の訓練、水防広報訓練など多くの訓練種目を計画しているところでございます。この訓練を通じて関係機関との連携、家族や地域の大雨時の対応力、防災力の向上を図り、町民一人一人の防災、減災の意識を高めていきたいと考えております。

3点目の通学路沿いにあるブロック塀の安全確保を図るためのブロック塀等除却事業の内容でございます。

平成30年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀倒壊事故を受け、平成30年12月8日から平成31年1月28日にかけて宮城県北部土木事務所と加美町との合同による町内小学校9校を対象として、おおむね半径500メートル以内の通学路沿いのブロック塀の位置及び所有者の事前調査をもとに詳細調査を行っております。

調査は、全体で334件行っておりまして、特に問題なしと判断されたブロック塀は70件と約2割にとどまりました。塀のひび割れ、傾き、損傷等、何らかの問題があると判断されたものが264件の約8割という結果になりました。その中でも、緊急に改善が必要であると判断されたものは7件でございます。

町としましては、所有者に対して除却や補修をお願いするとともに、道路交通の安全確保のため、道路側にカラーコーン等を設置するなど安全対策に努めております。これからも努めてまいりたいと考えております。

また、今回の調査結果を踏まえブロック塀の安全確保を図るため、通学路やそれ以外の道路に面したブロック塀等の除却に対し、国の社会資本整備総合交付金事業、これは補助率が2分の1であります。を活用し、1件当たり上限15万円を交付する。5件相当分の75万円を新年度予算に計上しているところでございます。

次に、空き店舗に関するご質問であります。

空き店舗対策については、平成28年3月定例会においても米木議員よりご質問があり、空き店舗を活用したいという方に手を挙げていただくことが必要であり、活用の用途によってイノベーションが必要な場合は、町としても支援をしていきたいというふうにお答えをさせていただいていたところでございます。

その後、空き店舗、商店街の空き店舗対策につきましては、平成29年の10月に宮城県が実施した商店街実態調査では、7つの商店会において空き店舗数は33店舗、空き店舗が増加した主な要因は、経営不振や後継者不在による廃業という調査結果が出ております。

これを受けて、平成29年11月7日、加美商工会において商工会理事会からの提案により、空き店舗対策検討会議が開催されました。そして、29年の12月、会議の翌月に加美商工会で中新田地区商店会の空き店舗についてアンケート調査を実施いたしました。その結果、花楽小路商店街では活用可能な空き店舗は皆無でありました。その他の商店会においても、貸し出す意思がないことや所有者との連絡がとれていないことなどから、その後の進展はないというふうにお伺いしております。

町としましては、今年度、中新田商店街の活性化拠点施設整備推進会を設置しまして、拠点施設や商店街の活性化策について検討をしていただきました。本推進会からも空き店舗の対応を講ずべきとの提案もありました。議員にもお二方、それぞれ商店会を代表してご参加をいただいているところでございます。

このような空き店舗がふえてはおるのですが、なかなかアンケート調査によりますと、活用可能な空き店舗がないと、あるいは所有者が貸し出す意思がない、あるいはなかなか所有者と連絡がとれないという大変難しい状況にあります。

先日、拠点整備推進委員会の代表の方々とも懇談をいたしました。何とか商店街の活性化のためにとにも取り組んでまいりましょうと、知恵を出し合ってまいりましょうと、行動してまいりましょうというお話をさせていただいたところでありますけれども、さらに商工会との連携、これは非常に重要でありますので、もう一度、29年度のアンケート調査をもとに再度、調査をする、あるいは所有者の意思を確認するということも含めて取り組んでいこう商工観光課のほうにも指示をしておるところでございます。なお一層、商工会と連携を図りながら、そして、町民の声も積極的に声にも耳を傾けながら何とか取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員からのご提案、ご提言あれば、ぜひ承りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、通学路の安全確保という視点からお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、毎年、各学校から通学路の危険箇所の報告を受けております。それをもとにして教育委員会、道路管理者、加美警察署、学校などと合同点検を行っているところであります。その点検を受けましてこれまで交差点に「止まれ」の路面表示や歩行者用の青信号点灯時間の延長、さらには側溝にふたをかけるなどの対策を実施してまいりました。

しかし、今年度におきまして、新潟県で小学2年生の女子児童が殺害された事件を受けまして、国のほうから通学路における緊急合同点検実施を依頼されております。本町におきましては、加美警察署生活安全課、建設課、危機管理室、子育て支援室、各学校とで防犯上の危険、要注意箇所を緊急に点検しております。

点検の結果をもとにしまして防犯灯の新設、それから注意喚起の看板設置、公園内で死角になるトイレ付近の樹木の剪定などを関係機関に依頼し、実施しております。

今後も登下校における安全確保を確実に図るために、防犯の観点も加味した通学路の安全確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 今、町長からも答弁があったわけでありましてけれども、改定の主な内容ということでありまして、基本的には国とか県とかの防災計画と整合性を図りながら変えてきたということでありまして、内容はいろいろあると思っておりますけれども、先般も昨年だったと思っておりますけれども、新しく改定された防災計画書、私ども議員にも配布されました。大分分厚いのでなかなか詳細にわたって見ることはなかったのでありますけれども、6番議員もこのことについて質問を通告しているようでありますので、私は洪水対策に絞って質問をさせていただきたいというふうに思っています。

その主な修正の内容の中で水防法及び土砂災害防止法の改正の反映ということがありますけれども、その要点で構いませんのでそのことについてちょっと説明いただければというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。お答えいたします。

今のご質問の水防法及び土砂災害防止法による改定の中身でございますけれども、まず1つ目といたしましては、避難確保計画の作成ということで、細かく言いますと、洪水浸水想定区域内、または土砂災害警戒区域内、かつ市町村の地域防災計画に名称及び所在地を定めら



れた要配慮者利用施設の所有者、または管理者の避難確保計画の作成を義務化及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことにより、設置したものでございます。

もう1点ですけれども、避難確保計画の作成を促す市町村の措置ということで、避難確保計画を作成する義務のある要配慮者利用施設の所有者、または管理者が計画を策定しない場合、市町村は施設に対して必要な指示を行い、指示に従わない場合には施設名を公表することができる規定を新たに盛り込んだものであります。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 今、避難確保対策ということが新しく盛り込まれたということでありまして、その箇所と前段箇所と質問したいと思っておりますけれども、その改定の中で、今、答弁によりますと、県は昨年、鳴瀬川、多田川の県管理区域の中で新たに洪水浸水想定区域というのを指定したということでありまして、洪水浸水想定区域というのは何ぞやということで調べさせてもらったんですけれども、水防法の規定によって対象となる河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域だというふうに理解したわけですが、例えば鳴瀬川、多田川がその区域に指定になっているということなんですけれども、恐らく左岸、右岸、両方だろうというふうに思いますが、この対象区域、どこからどこまでなのか、まずお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長、お答えいたします。

実をいいますと、水防法の改正により洪水浸水想定区域が変わっております。先ほどの答弁にもございましたけれども、今まで計画規模という降水量で浸水想定区域を想定していたものを想定最大規模、これ1,000年に一度と言っているんですけれども、そちらの洪水浸水想定区域で区域を想定しております。

100年に一度の降水量については、鳴瀬川については48時間の雨量が336.3ミリ、これ2日間で336.3ミリ、これは今現在の計画規模でございます。1,000年に一度程度の大雨となりますと、48時間に566.1ミリの雨を想定した浸水想定区域を定めております。平成27年の9月の関東東北豪雨では、4日間に加美町では307ミリほど降っております。あのときの307ミリは、ほぼ計画規模の洪水の想定だということです。今回は1,000年に一度となりますと、566ミリといたしまして相当大規模な洪水浸水が予想されるということになります。

100年に一度の浸水の区域なんですけれども、鳴瀬川と多田川の川沿い、それから鳴瀬川と

多田川の合流点の下野目、高田地区、それから中新田でいいますと、鳴瀬地区のほぼ全域が計画規模で浸水想定区域に含まれるということでございます。1,000年に一度になりますと、今度は中新田の市街地、要は旧中新田地区の市街地全域が浸水想定区域に含まれるという形になります。一番浸水の深さが深いところでは、下野目あたりですと、10メートルを超えるぐらいの浸水深さが想定されております。中新田の市街地でも約2メートルぐらいの浸水深さの予想がされております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 今の詳しい答弁で理解できたんですけども、対象区域を聞いたのは、鳴瀬川のどこからどこまでがその区域になっているのかということと、多田川はどこからどこまでというようなことがわかれば、そのこともお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理市長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

まず、鳴瀬川につきましては、田川の合流点から大崎市古川引田まででございます。これが対象の区域でございます。

多田川につきましては、加美町の山田橋から大臣区間境までということで、こちらにつきましては鳴瀬川と多田川の合流点までが対象区域になります。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） そうしますと、鳴瀬川は田川の合流点から古川の引田と言いましたね、そうすると、多分、国交大臣の管理の区間までということだと思います。それから多田川は山田橋からとして三本木あたりまでということですけども、そうしますと、広原地区、それから中新田地区、もちろん、鳴瀬地区は想定されるということだろうというふうに思います。

それで、100年に一度の大雨、そして、1,000年に一度の大雨という話も出ました。100年に一度の大雨、336.3ミリを想定しているということですけども、1,000年に一度だと556.1ミリということで、なかなかそこは想像つかないんですね、どれぐらいの雨かと、どれぐらいの雨の量なんだろうというふうなことでなかなか想像もつかないわけですけども、1時間当たりの雨量の目安ということでちょっと調べてみたんですけども、5から10ミリだと雨音がよく聞こえて道路や庭に見る見るうちに水たまりができるということですね。これが20から30ミリですと、土砂降り状態で側溝の水があふれて道路が川のようにになると。50ミリ以上だと、話も聞こえないほどの音を立ててバケツをひっくり返したように激しく降ると。そ

れから100ミリ以上ですと、あたりの景色や人の姿も見えないくらい激しく降るということと、土砂崩れを起こす可能性が高いということですのでけれども、ご案内のとおり、地震というのは単発ですけれども、雨は長い時間、続くこともあります、1週間も降るということもあるわけで、こうした想定をしているんだろうなというふうに思いますけれども、1,000年に一度の556ミリというのは、これは相当の雨量だろうというふうに思いますけれども、それに対応した防災計画の改定になっているのかどうかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

確かに議員おっしゃるとおりに、1,000年に一度の566ミリなんですけど、その大雨に対応するというのはなかなか想像もつかない、ちょっとそういう災害が果たして起きるのかなという思いもあるんですけれども、いずれにせよ、県が水防法の改正によりそのような形で浸水想定区域を指定したものですから、町としてもその指定を反映したもの何か、後のほうでも出ますけど、洪水ハザードマップ情報みたいなものを作成して確実に住民に周知をして、皆さん、自分たちで自分の命を守るような行動をとってもらうような対策をとっていききたいなと考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 町の風水害対策、災害対策編、そういう河川の洪水により被害を受けるおそれのある区域ということで載っておりますけれども、鳴瀬川ですと、中新田全地区、もちろん、鳴瀬もほとんど、それから味ヶ袋とか東上野目、中区も載ってますし、それから多田川だと、下多田川、下狼塚、平柳、名蓋川だと、上狼塚、下狼塚というふうなことで9対象区域が載っておりますして、いずれも住宅浸水と農地の冠水ということでありますけれども、そうした場合に、やっぱり住民が一番知りたいことは、どこが、例えばどこの場所が越水をしたり決壊して浸水した場合に、どこに避難をしたらいいのかということがほとんどわかっていないと思いますけれども、震災とは違う、そうした避難場所があると思いますけども、例えばこんなことはないと思いますけれども、田川の堤防から越水とか切れたといった場合には浸水しますよね。そうすると、旧中新田の人たちはどこに逃げたらいいですか、どこに避難したらいいと思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

確かに今、町で指定避難所、13カ所ですかね、指定しているわけなんですけれども、そのう

ち、1,000年に一度になりますと、もう半分くらいが避難所として機能しなくなってしまうという状況になるかと思えます。今現在、1,000年に一度の浸水区域から外れる区域が中新田の地区でいいますと、広原、多田川区域ですね。そちらのほうになりますので、中新田の市街地の方、鳴瀬の方は広原、多田川のほうに避難するというようなことで避難をしないと、浸水被害から免れないというようなことで考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） やっぱりそういうところがなかなか町民がわかっていないということだろうと思えます。

それで、防災マップの抜粋版、新たに新年度に作成をされるということですがけれども、想定最大規模の洪水浸水想定区域に対応した洪水ハザード情報、あとは浸水した場合の避難体制とか、避難方向などを示したハザードマップになるんだろうというふうに思いますがけれども、恐らく区域ごとに避難方向が私は違ってくるんじゃないかなというふうに思いますがけれども、そういったものも入った抜粋版をつくる計画でしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

今度、平成31年度に新しくつくる防災マップ、洪水ハザードマップなんですけれども、そちらに関しましては、浸水区域はもちろん、そこから避難の経路といいますか、経路はちょっとなかなか難しい、避難の方向ですね。先ほど言ったように、広原、多田川の方向に逃げなさいと矢印で示すような避難の方向を示すようなマップにしないとならないかなと思っております。なかなかマップでお知らせするだけでは難しいところがあるんですけれども、今、自主防災組織というものがあまして、そちらの地区の防災マップとなりますと、自主防災組織のほうである程度、全体のうちのほうで作成した防災マップを参考にしてもらいながら、地域の自主防災組織で避難体制とかを図示したハザードマップみたいなものを作成してもらって、住民の人たちに周知してもらってそれをもとに避難をするというようなことでやっていただきたいなというようなことでは考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） これが平成28年かな、作成した防災マップでありますけれども、これ非常に見るとわかりやすいし、いろいろ詳細につくっているなど、作成しているなどと思えますけれども、果たしてこれが各家庭の中で全て常備、目の届くところに置かれるのかなと。そして、住民の人たちが全部目を通していいのかということになると、甚だ疑問に思います。

ですから、いろんな機会を通して住民の方々にはそのハザードマップ、あるいは今度出る抜粋版を常時家庭の中で見えるところに保管をしておいて目を通すような、そうした啓蒙も私は必要だと思うんですね。せつかく人命を守るためにこういった費用をかけてつくるわけですから、その辺の徹底もお願いをしたいというふうに思います。期待をしていますけども。

次に、この改定の中で確保計画ということが答弁で出たわけでありましてけれども、市町村及び防災関係機関の役割というふうなことでそのことが改定の主なものですけど、その中でいろんな施設とありますね。要配慮者、利用施設の避難確保計画の作成について市町村も積極的に支援を行うとともに、作成していない施設については、必要な指示を行ってその指示に従わなかったときはその旨を公表すると、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとるということになっているわけでありましてけれども、加美町では、その対象となる施設が何カ所あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

要配慮者利用施設でございますけれども、うちのほうで調べさせてもらいまして加美町全体で64カ所ほどございます。今現在、28年度改定した地域防災計画上では計画規模、要は100年に一度規模の改定でありますので、その時点ではこの要配慮者施設の対象の施設はございません。ただ、今回1,000年に一度ということで浸水区域が広がったことによって、中新田地区も浸水区域に含まれて要配慮者施設も含まれるような形になっております。今現在の地域防災計画上では1カ所も明示されておりませんが、今回このような水防法の改正で対象の施設になった施設については、地域防災計画に明示する必要が今度、出てまいります。

加美町の1,000年に一度の大雨になりますと、該当施設が24施設ほど洪水浸水区域に含まれるような形になっております。そちらの施設、これから地域防災計画、また新たに改定しないとならないんですけども、そのような形で24施設に関しましては避難確保計画の作成をしてもらって、その中におられる方々の避難の計画を立てていただいて避難訓練をしてもらうというような形になるかと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 洪水区域に含まれる施設、24施設ということですがけれども、その施設で既に避難確保計画も作成している施設があるのかどうか。もしなければ、やっぱり指導して計画をつくってもらって、そういうことになるんだろうというふうに思いますけど、その辺はどうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

実をいいますと、全施設にちょっと聞いておりませんのでどのくらい要配慮者施設で避難確保計画をつくっているかというのは把握しておりません。ただ、先ほど議員さんもおっしゃったとおりに、今回、このような形で水防法を改正しておりますので、全ての要配慮者施設に指導するような形で避難確保計画を策定してもらおうというようなことで進めてまいりたいと思っております。

ただ、避難確保計画につきましては、国土交通省が避難確保計画作成マニュアルというものをを出しております程度、ひな形みたいなのがございますので、そのようなものを参考に計画書を作成してもらおうようなことで指導していきたいということで考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 次に、大雨洪水災害を想定した訓練が必要だという質問をしたところがありますけれども、31年度からその訓練も実施をされるということで、内容としては、住民の避難訓練、あるいは避難住民輸送訓練といたしましたかね、あと避難所の開設とか運営の訓練などというふうに思いますけれども、計画で考えているかどうかわかりませんが、そういう災害というのは、日中だけで明るいきだけ起こるわけではありません。渋井川の決壊、夜中に増水して救助された方が200人以上いたということの例もあります。例えば夜間の訓練をするとか、あと職員の参集訓練、やっぱり今、先進事例を見ますと、増水のために職員がなかなか集まらなかったと、参集できなかったという事例もありますので、その辺の訓練も必要なのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

災害対応訓練を平成31年度に予定しておりますけれども、今までの防災訓練は地震を想定した訓練が大多数でした。今回、このような形で日本全国災害が多いということで水害対応訓練を想定してやろうかということで考えております。

こちらにつきましては昼間の訓練なんですけれども、確かに議員さんおっしゃるとおりに災害、いつ起きるかわかりません。夜間の訓練ということも必要だとは思いますが、ただ、なかなか夜間の訓練を全体でやるというのはなかなか難しいところがあるのかなということでも考えております。

一つの方法として、毎年はできないものですから隔年、3年に1回とか、少し年数を飛ばした形で夜間の訓練をやるとか、それと自主防災組織のほうがありますので自主防災組織のほうで昼間でなくて夜の期間に訓練をするということであれば、こちらの対応もそれなりにできるのかなど、関係機関のほうにもそれなりに周知をして対応できるのかなということと考えております。

それから、職員の参集訓練につきましては、あくまでも総合防災訓練で各担当の者が全て集まって訓練をしている形になっております。ただ、実際に職員だけでなく関係機関、それから行政区の方々が参加した形で総合防災訓練を行っておりますので、職員だけの参集訓練も必要なのかなということはおうちの室内ではちょっと話をしているところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 職員の参集訓練ということで平成27年9月の関東東北豪雨災害で被災した市町村における課題の一つとして、やっぱり道路の冠水によって職員の参集が間に合わなかったということがあります。特に平日は、皆さん職員は庁舎の中にいるわけですからそれはいいんですけれども、例えば土日の場合はなかなか参集というのは難しい局面があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、訓練をする場合には、やっぱり土日、休みの日を想定した訓練が必要なのかなというふうに思いますけれども、短くでもいいですけども、やっぱりそのことも想定していただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 町の災害対応の関係なんですけれども、町としては、警戒配備体制、要は災害が起きるであろうときから災害の配備体制をとっております。こちらゼロ号配備というんですけれども、まだ大雨警報とか出ないうちからそのような警備体制をとっております。災害が起きるであろう、1号、2号、災害対策本部となりますと、ゼロ号配備から広げてそのような警戒配備体制をとっていくというような職員の体制をとっております。

職員の連絡体制も職員参集メールによりまして職員全員に連絡できる体制もとっておりますので、職員の参集に関しては、私どもとしては心配していないというところが実情でございます。

土日の訓練なんですけど、今回の総合防災訓練につきましても日曜日の訓練なものですから毎年、日曜日を利用して祝日の訓練に合わせて職員の参集訓練も同時にやっているという捉え方をしておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 次に移ります。次に、通学路沿いにあるブロック塀の安全対策、除却事業でありますけれども、答弁によりますと、334件調査をしたということでありまして、そのうち、問題なしが70件で約2割、それから問題あり264件、8割と。早急に改善が必要というのは7件だということですが、感じたのは、非常に問題あり、早急に改善が必要という箇所が非常に多いなというふうに感じました。

それで、補助対象15万円を限度としてということですが、補助対象として道路に面しているということが条件なのかなと思いますけれども、高さは何センチメートル以上からが対象になりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長でございます。

初めに、ブロック塀の除却事業を実施する県内の市町村の状況についてお話ししたいと思います。

県内35市町村のうち、26市町村がブロック塀の除却事業を行うとされております。割り合いで大体74%の市町村がやるということで、そのうち、上限の15万円を補助として行うという市町村が22市町村でございます。全体の約85%が15万円を実施しますということになっております。あと、3つの町が交付金額2分の1ということになっておりますので7万5,000円を交付するという町が3町でございます。あと1件が、これは岩沼市になりますが、20万円を交付するという状況になっております。

今のご質問ですが、ブロック塀の高さ制限というのが、建築基準法でいえば2メートル20センチメートルが建築基準法の高さになっております。それをオーバーしている高さについては、危険ブロックということでみなしております。今回の調査におきましても、建築基準法を犯しているブロック塀もありますし、2メートル20センチメートル未満であってもひび割れとか、クラックが入っているという状況があるということで除却が必要ということで判断しております。

それで、高さ制限は、今特に基準にしておりません。金額の算定に当たっては、道路側から見た面積、1平方メートル当たり、これは県の統一なんですけど、積算におきまして1平方メートル当たり4,000円という形の単価で計算しております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 高さを別に設定していないということですが、高さを設定してい



る市町村もあります。例えば60センチメートル以上のブロック塀とかというところもありますので、その辺、ある程度、制限加えなくてもいいのかなという思いがありますけれども、その辺、研究していただきたいというふうに思います。

それから、除却した土地に軽量の塀ですね、例えば生け垣とかフェンスとか、板塀などそういうのを設置する場合にも設置の一部を助成している市町村もあります。その辺は考えてはいるのかどうか、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長でございます。

26市町村が除却事業を行うということでございますが、その中の15市町村が、58%ぐらいなんですけど、その市町村がブロック塀を除去した後にフェンスとか生け垣を整備する住民に対して補助するという事は聞いております。ただ、上限10万円とか、あと費用かかったの3分の1とかという計上をしているということを聞いております。

今回加美町といたしましては、とりあえず危険ブロックの除却を優先的に考えておりますので、今回その後のフェンスとか生け垣については、今のところは考えておりません。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 県内の半数以上の市町村では、軽量の塀などの設置の場合の費用の一部を助成しているということで、今のところ、考えていないということですが、やっぱりこういった除却事業、実効性が伴って効果を発揮できるということであれば、発揮をしたということであれば、やっぱりこのことも一緒にあわせて取り組む必要もあるのかなというふうには思いますけれども、その辺、もう少し検討をしていただけないものかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長でございます。

町長が冒頭で説明しましたように、新年度で5件のブロック塀の除却事業を計上しております。来年度以降、どのくらい除却事業が出てくるかというのがありますが、その辺を考慮しながら、今、議員がおっしゃったように、その後の整備、生け垣等の整備、フェンスの整備についても考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） それから、通学路の安全対策についてということで教育長から答弁があ

りました。教育委員会とそれから道路管理者と加美警察署、学校と合同で通学路の点検を行っているということでありますけれども、どちらかといえば、交通安全対策に重点が置かれているのかなというふうには思いますけれども、一方、防犯灯という話も出ましたけれども、学校周辺といいますか、防犯灯の問題で暗い、子どもたちから不安だという声が聞かれます。そうしたことで、やっぱり防犯灯についても点検をしていただいて足りないところには防犯灯を設置するなど、そういった子どもたちの安全対策も必要なのかなというふうに思いますけれどもそのことについての見解をお願いしたい。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

町の防犯灯につきましては、各行政区に安全安心パトロールありますけれども、そちらのほうで各行政区のパトロールをしていただいて、暗いところに防犯灯を増設してほしいというような要望で防犯灯を設置しております。

今、議員さんおっしゃったとおりに学校周辺が暗いということであれば、その辺も通学路の安全点検がありますのでその辺から要望等を出していただいて、うちのほうでは現地を調査させてもらいますけれども、防犯灯をつける電柱等があるのが大前提なんですけれども、そのようなつける場所があれば、増設をするような検討も必要なのかなと思っております。

また、実をいいますと、LEDで8ワットぐらいしかないんですけれども、やっぱり暗いんですね。1基つけても暗いんです。通学路の安全確保という観点から8ワットじゃなくてもうちちょっと高いワットの電気をつけるとか、そのような方法も一つは考えられるのかなということ考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 防犯灯は、日の長いときはいいんですけれども、やっぱり秋から冬にかけて日が短くなる、そういう時期、4時半ごろになると暗くなる。その時間帯に子どもたちが、特に中学生なんかは帰宅するというようなことなので、その辺、自転車通学も多いですし、その辺の防犯灯の設置ということも視野に入れながら検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、最後の質問でありますけれども、空き店舗対策であります。このことにつきましては、平成28年3月の定例会で、空き店舗の活用としてイノベーションまちづくりの取り組みについてということで私も質問させていただきました。町長は、その中で「今後も空き店舗がふえていく可能性が十分にありますので、この活用については、町としても何らかの手を打っ

ていかなきゃならないというふうに考えている」という答弁をされております。

しかし一方で、やっぱり商工会の調査でもわかるとおり、なかなか活用できないといいますが、貸す意思もないとか、それから商店街はウナギの寝床で店舗と居住場所がつながっている、トイレもないということでなかなか活用しにくい面があるんですけども、やはり今の商店街を考えますと、今でも空き店舗がふえてきております。今後、さらに空き店舗がふえるというふうに思っていますし、一方で拠点整備という話もあるわけですけども、幾ら拠点整備をしても空き店舗がふえて商店街の体をなさないような状況だと、やっぱりある程度のにぎわいにもつながらないというふうに思いますので、拠点は拠点を整備をするということもいいんですけども、空き店舗対策についてはそういう課題はあるわけですけども、何とか前に進める方策、それを考えていただきたいというふうに思っていますし、やっぱり商工会員だけに任せるのではなくて、町と商工会が連携して取り組む、そのことが大事だと思いますけど、町長、どう思われますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにそのとおりでございます。私も先ほど答弁させていただいたように、商工会との連携が非常に重要でございます。現状は、やはり空き店舗になってもそこにお住まいである限りは、空き店舗を物置として使ったりとか、なかなかそこはお貸ししましょうという方々がいらっしゃらないのが現状でございます。

ただ一方で、完全に空き店舗、空き家になっている物件もあるようでございますので、やはりそここのところ、もう一度、町としても商工会としっかり話し合って、1店舗でも2店舗でもあけることが可能なのかどうかですね、やはりどこかで突破口をつくっていくということも大事だと思いますので、その点は既に指示しておりますのでしっかりと商工会と連携をしながら1歩でも2歩でも進めていければというふうに思っているところでございます。そういった可能性が開けてくれば、町でもさまざまイノベーションに対する助成事業とかということも考えられるわけでありましてけれども、現在の情報によりますと、1店舗もそういった可能性があるところがないということでございますのでそこでとまってしまっているということですので、何とか1歩2歩、前に進めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 答弁の中で、調査をして花楽小路、利用可能な空き店舗は皆無だということの答弁を受けたんですけども、私もその地域に住んでいる者の1人として、果たしてそうなのかなと非常に疑問に思ったところでして、今、花楽小路の中では寅や、それからバ

ス予約センターということで空き店舗を利用していい活用をしている事例もあります。また、民間では、中央通りに喫茶店を開業されている方もいます。そうしたことで、例えば協力隊の方々でここに終了しても住まわれる方でチャレンジショップとか何かやりたいという人が恐らくいると思うんですね。そういうふうに呼びかけて何かしてもらおう。あとは、例えば改装する際の補助金を創設するとか、そういう支援もあるということであれば、もっと前に進むような感じはしますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 既に起業者支援補助金がございますのでそれを使うことが可能です。

また、協力隊員でも起業者支援も使い、6次化産業支援事業も使いということで、二重に町の制度を使って6次化をし、それから残念ながら、この方は仙台にショップを出したわけがありますけれども、そういった方もいらっしゃいますのでそういった体制は実はできているんですね。

ただ、やはり所有者の問題でございまして、余り名前を挙げると差し支えありますので言いませんけれども、ある方が空き店舗をぜひ活用したいということでその所有者にお願いしたそうですけれどもお断りをされたということもございます。ですから、所有者の意思なんですね。そこが一番の問題ですので、先ほど商工会の29年度の12月の調査、なかなか完全に空き店舗、空き家になっていて所有者との連絡がとれないという物件もあるようでございますので、もう一度、そのあたりを再度、しっかりと所有者の意思を確認して利用可能な空き店舗ですね、そういったことがあれば、そこを使ってチャレンジショップをどうですかという呼び掛けができるんだと思います。それなしには、ただ呼びかけても、いざ使おうとなったときにどこも借りるところはありませんよということになりますと、そこから先に進まなくなりますので、その調査、意思確認、ここをやはりもう一回、しっかりとやっていくということがまずは大事なことではないかというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたように、そのことについては担当課のほうに商工会としっかり連携をとって再度確認することを伝えてあります。そういうことですので、よろしくをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 確かに所有者の意思、貸す側の意思というものが非常に大事だというふうに思います。そういった我々も商店街の会員ですし、そういった意識を持ちながら、やっぱり会員でもいろんな情報も共有しながら働きかけも必要になってくるのかなというふうに思いますので、町だけにやれというのではなくて、我々会員の努力も必要だということを私

も十分にわかっておりますので、その辺は町と協力して取り組んでいきたいというふうに私  
なりに思っていますけれども、町長の意気込みを、最後に意気込みを。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり加美町のそれぞれの商店街、特に今、お話をされています中新田  
の商店街、町の顔でもありますので、やはりここがシャッター街になってしまう、あるいは  
その先には誰も住まないゴーストタウンになってしまうということだと、やはりこの町の  
印象も大変よろしくない。

もう一つは、どんどん店が閉まっていきますと、今、その周辺にお住まいの方々も買い物を  
する場所もなくなる、あるいは顔見知りのお店がなくなるとか、お茶飲みする場所もなくな  
る、さまざまなご不便も当然ありますので、何とか商工会の事務局あるいは会員の皆様方、  
関係機関の方々との連携を密にしながら空き店舗対策、取り組んでまいりたいと思ってお  
りますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。（「どうもありがとうございました」の  
声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、16番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。午前11時5分まで休憩といたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告6番、6番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 伊藤由子君 登壇〕

○6番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、幼児期における虫歯予防対策についてです。ちょっと風邪声ですが失礼します。  
昨年6月議会で3歳児虫歯対策について質問いたしましたが、今回は主として昨年課題に  
挙げられていました県内格差と個人差の問題についてお伺いいたします。

①県内格差の一例に、小中高校生における夕食後の間食傾向が4分の3以上、これは平成29  
年に調査した結果ということですが、そういう報告がありました。関係者と課題の共有を図  
られていたのかどうか。

②個人差の例に挙げられたかむことが上手でない、1人で多数の虫歯があるなどの実態につ  
いて。

③ 1歳6カ月、2歳6カ月、3歳児健診で希望者にフッ化物塗布を実施していますが、その後の経過観察について。

④ 5歳児のフッ素洗口モデル実施が計画されていますが、今後の研修計画についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、伊藤由子議員のご質問、幼児期における虫歯予防対策について4点、ご質問がありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、小中高における夕食後の間食傾向が4分の3以上、これは平成29年調査でございますが、という報告があったけれども、関係者と課題の共有を図られているだろうかというご質問でございました。

夕食後の間食が多いことは、加美町に限らず宮城県全体の課題でございます。そのため、あらゆる場面を通して加美町の食習慣に関する現状や課題について普及啓発を行っておるところでございます。

平成29年に実施した食週間アンケート結果については、各学校へ調査結果を配布し、学校栄養士や養護教諭との連携会議や食育推進会議等で説明するなど、課題の共有に努めております。

さらに、各地区で開催している健康教室や保護者を対象とした出前講座などさまざまな機会を捉えて加美町における食週間の現状と課題について説明し、家族ぐるみ、地域ぐるみで間食を減らす取り組みを推進してきております。今後も推進をしてまいりたいと考えております。

2点目の個人差の例に挙げられた、かむことが上手でない、そして、1人で多くの虫歯があるという実態についてのご質問でありましたが、平成29年度の各幼児健診における虫歯の状況についてですが、1歳6カ月健診で1.5%、3歳児健診では21.6%のお子さんに虫歯がありました。

虫歯があったお子さんの平均虫歯本数は、1歳6カ月健診では5.5本、3歳児健診では3.9本でございました。年齢が上がるほど虫歯があるお子さんの人数がふえるために、1人当たりの平均本数というものが少なくなっているということでございます。

最も多く虫歯があったお子さんでは、1歳6カ月健診では7本、3歳児健診では12本と年齢が上がるにつれて増加をしております。子どもの歯の総数は20本でございますので、半分以

上の虫歯を持っているお子さんもいるということでございます。

このように、虫歯が多くなる背景といたしましては、家庭において十分な歯みがきができない、そういった環境が整っていないということが挙げられます。保護者が子どもの仕上げ磨きを十分にしていられなかったり、あるいは歯並びが悪くて歯のすき間まで十分に磨けないなどそういったことが要因というふうに考えております。

3点目の1歳6カ月、2歳6カ月、3歳児健診で希望者にフッ化物塗布を実施しているが、その後の経過観察についてはどうかというご質問でありました。町では、子どもたちの歯の質を強くし虫歯になりにくくするため、合併当初から幼児健診児に希望者に対してフッ化物塗布を実施しております。その実施状況は、1歳6カ月健診では99.2%、2歳6カ月健診では98.6%、3歳児健診では97.8%となっております。

また、定期的に歯科医院でフッ化物塗布を行っているため、健診時は希望しない方もいらっしゃると思いますので、そういった方々を含めると、ほとんどの幼児がフッ化物塗布を行っていると考えられています。

健診時には歯科衛生士より一人一人の歯の状況や家庭の状況に合わせてのブラッシング指導を徹底するほか、フッ化物塗布した方には6カ月ごとの塗布を進めております。

健診での健康教育やブラッシング指導、また保健所、幼稚園での昼食後の歯磨きなどにより3歳児健診での虫歯の率は年々減少していますが、まだまだ全国と比較すると、加美町は虫歯が多い状況であります。今後も歯科保健対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

5点目の5歳児のモデル実施を計画しているが、今後の研修計画はどうなっているかということでございますが、加美町では現在、各幼児健診時に保護者に対して規則正しい食生活や歯みがきの習慣づけの大切さをお話しし、仕上げ磨きのブラッシング指導を実施しております。さらに、今後、これらの指導を充実していくとともに、フッ化物による洗口事業についてその有効性や効果などについて検討を進めていきたいと考えております。これまでフッ化物洗口についての研修、勉強会や実際にフッ化物洗口実施している保育所の見学などを実施しており、31年度はこれらの健診を継続しながら、保育所、幼稚園で実施している歯科健診の内容を詳細に分析するとともに、子どもたちと保健所、幼稚園の職員も対象とした歯磨き指導などを強化してまいりたいと考えております。

以上、ご質問につきましてお答えをさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 今、答弁をいただきましたが、最初に、小中高校生の調査結果について

は課題の共有を図られているというふうなお話でした。これらの調査は、虫歯になりやすい食生活、生活習慣が背景にあるのではないかというふうな観点から調べられたものだと思います。小中高校生を問わず、虫歯になりやすいもとを正さないことには何も始まらないんじゃないかなと私は考えています。

それから、個人差についても同様に、以前に答弁にかむことが上手でないという子どもが多いとか、1人で多数の虫歯を持っているという子どもが散見されるんですという答弁がありました。1人で多くの虫歯を持っているということはほかの地域でも指摘されていることで、虫歯を1人で10本とか、治療しない歯がたくさんある、先ほど実態としても紹介ありましたが、5歳児が1人で7本も持っているとかという紹介もありましたが、これは口腔崩壊とも呼ばれていて、これらは言うまでもなく家庭的、経済的問題が背景にあると言われていきます。加美町でも同じことが言えるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

子どもの歯の健康ということにつきましては、6月議会でも伊藤議員さんから質問ございました。今回も質問ございまして、私もこの件に関していろいろ調べたり保健師のほうからも話を聞いたりしまして、よく風邪は万病のもとと言いますけれども、虫歯こそ、万病のもとだなというふうに今、思っているところです。

その原因としまして、やはり今、おっしゃられたとおり、家庭での環境ですね、歯磨き、幼児期からの歯磨き、ブラッシング、そういったこと、さらに間食の問題ですとか、そういったこれについてはいろんな要素が複雑に関係してくる、経済的な問題ももちろん、あるでしょう。そういったことからそれに対応するためにいろんな角度から総合的に対応する必要があるんだろうなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 間食傾向が多いのは宮城県全体の状況であるというお話もありましたが、こういった地域格差とか個人差は同様に今、国内的にも問題になっていて、経済的、社会的問題というふうに、先ほどは私が家庭的、経済的問題だというふうに言ったんですが、それは個人差も地域格差も同様に経済的、社会的問題だというふうに言われております。

資料を見ていただきます。ちょっと細かくて申しわけないんですが、これは厚生労働省と文部科学省調査の12歳の子どもたちの虫歯の推移です。1955年から2010年あたりまでありますが、虫歯が1人当たりの12歳の子が最高に持っていたのが1975年、昭和50年、そのあたり、



1人当たり5.6本持っていたそうです。これは厚生労働省の調査です。それからどんどんどんどん、1975年を境にどんどん減ってきています。文部科学省の調査はこの四角いこれですが、これもどんどん減ってきています。宮城県の結果はこの丸で後で足したものなんですがこのように減ってきています。2009年のあたりで1.8本、宮城県、12歳の子です、というふうに減ってきています。

これがなぜ虫歯はこのように1975年を境に減ってきているのか、それを科学的に証明することは大変難しいと言われてしています。

もう一つの資料を見ていただきます。これは3歳児の虫歯です。これも1960年が多くて、1970年あたりがピークで、1970年を超えたあたりから3歳児の虫歯もどんどん減ってきて、1990年あたりは1人当たり3本未満になってきています。

これは12歳の虫歯の変化です。

これは興味深いのは、このピンクであらわしているこの表は、今、フッ素配合、今、どこの歯磨き粉も練り歯磨きにはフッ素が入っています。フッ素が入っていない練り歯磨きを使っている人は全く珍しいかと思えます。お店にあるのは全てフッ素が入っている歯磨き粉ですから、みんな知らず知らずのうちにフッ素が充填された歯磨き粉を使っていますが、そういったフッ素の効果によるものではないかということがずっと言われて久しいんですが、実はフッ素配合の歯磨き剤の市場シェアが広まってきたのは1980年代ちょっと前からで急激に伸びてきたのは1990年代になってからなんですね。実はこの前から虫歯はとどんどん減ってきているんです、このあたり。

というふうなことを考えると、なぜ減ったのかということがあるんですが、これは原因は1つだけじゃなくてたくさん言われていることがあるんですが、先ほども出てはいたんですけども砂糖が多く入ったものをだんだんみんな、志向的に食べなくなった。炭酸飲料からスポーツ飲料とかというふうに飲み物もどんどん変わってきている。「おーいお茶」のシェアがどんどん広まってきているように、「おーいお茶」って商標名を言ってしまいましたが、お茶の飲料がふえてきているということとか、原因はたった一つではなくて、コーヒーにもお砂糖を入れる人が少なくなっているとか、虫歯になりやすい食生活がどんどんどんどんと少なくなっている、そういった食生活をとらなくなっているということが原因ではないかというふうに言われています。もちろん、こういうふうに減ってきている要因としては、町とか、それから社会教育上のそういった保健・健康教育が功を奏してきているんだと思います。加美町も熱心にやられてきていますので減ってきています。

そういったことからいいますと、やっぱり虫歯減少の原因というのは栄養状態の改善とか、糖分の取り方など食生活の変化、改善による側面が大きいと指摘されるかと思います。

フッ素の効果とかを主張する人もたくさんいますが、それは一面なんじゃないかなというふうに思われます。

実はフッ素を洗口している先進事例として新潟県が一番虫歯が少ないということで新潟を参考に持ち出すんですが、新潟県、確かにこれは3年間で37.4%減ったというふうな、これがフッ素を使う前、1年生、3年生、4年生、6年生、フッ素を使う前、こんなに虫歯を持っていた子どもたちがフッ素を使ったことによってこんなに減った、白いグラフは虫歯の本数が減ったというのをあらわしていますという例なんです。これがよく使われます、国内的には。国際的には余り認められてはいません。

それで、これに対抗する資料としてこれはフッ素を全く使っていない旧宮城町のチュウジョウ歯科という人がずっと旧宮城町の学校を対象にやってきた歯磨き指導とか、食生活指導とか、健康生活指導、生活習慣指導をすることによって3年間で38%の虫歯が減少したというふうなグラフです。前はこんなに虫歯を持っていた子どもたちが、白いグラフは38%ですから、フッ素を使った学校よりもフッ素を使わなくてそういう指導だけで3年間でこのように減っていったというグラフです。

済みません。グラフはいいです。

ほかに、例えば学校歯科医会が小学校の虫歯の少ない学校を毎年表彰しているところがあるんですが、第47回全日本学校歯科保健優良校というふうを選んでるんですけども、そこで選んでいた2008年の例が載っていました。2008年の11月の朝日新聞に掲載されていたんですが、その学校について調べた10校のうち、虫歯が圧倒的に少ないという優良校10校のうち、フッ素洗口を取り入れているのは1校だけでした。

というふうなことを例を見ても、フッ素によらずとも虫歯を減らすことができる、虫歯を予防することができるということが言えるんじゃないかと思うんですが、この実態についてどういうふうに思われますでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

議員さんおっしゃるように、虫歯がある時期、どんどんふえてその後、減ってきたと。日本の食料事情が改善されてきて、お菓子などが普及して虫歯がふえてきて、一方、1970年代を境に減ってきたと。これは予防ですとか治療環境が整備された、そういった側面があるとい

うことは文献等で私も確認したところです。

虫歯を予防するためにどういった対策があるのかということをおっしゃると、ご承知のとおり、歯磨きですね、あと間食を減らすですか、そういったさまざまな対策があると思います。その中の一つとしてフッ素の活用ですね、フッ化物の塗布、塗ることですか、それを用いてうがいをするといったことがその一つとしてあるのかと思います。

新潟につきましては、昭和45年、1970年からスタートしてまして大体50年近い歴史があると。そちらのほうの虫歯の推移ということで12歳、1人平均の虫歯の本数というのがフッ化物洗口していない市町村ですと、1.35という虫歯の1人当たりの平均が、フッ化物洗口したところだと、0.66というふうなデータがございます。

また、高校2年生ですと、1人当たり9.4本だったものが、その洗口したところで4.1本というふうには、このフッ化物洗口だけでそうなったということではないとももちろん思います。

ただ、ある程度の一定の効果はあるんだろうなというふうには考えられるのかなと。ですから、AかBかということではなくて、効果があると思われるものは、AもBもいろんなものを組み合わせで対策していくというふうなことが大事なのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 効果のあるものは、AでもBでも使っているのではないかとこのようにお考えのようですが、もし効果がある、百歩譲って効果があるとしたら、それに安全性というところは考えないのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

私もそれほど知識豊富なわけではないのでいろいろ文献等を見たり、あと調べたりしたところで、今のところ、フッ化洗口事業によって大きな事故とか、そういうのが起こったという事例はないのかなと。国ですとか、日本歯科医師会ですとか、あと日本口腔衛生学会ですか、そういった団体からも安全性に問題はないというふうな見解が出されておりますので、危険性というのはそれほどないのではないかとこのように考えているところです。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 例えばどういうものを利用するか決まっていらっしゃるかと思うんですが、ミラノールとか、オラブリスとかというふうな2つの顆粒剤があります。その使用上の注意というのがあります。その中に顆粒のままでは劇薬であるので必ず洗口液をつくり使

用するように指導すること。それから、重要な基本的な注意として歯科医師の指導により使用すること。誤って飲用し、嘔吐、腹痛、下痢などの急性中毒症状を起こした場合には、牛乳、ブルコンサンカルシウムなどのカルシウム剤を応急的に服用させ医師の診察を受けさせることというふうに、これは市民団体が薬品会社に言って改訂されたものなんです、注意書きが必要ではないかということ。そういうことが書いてありますが、この注意を守りながら保育所とか幼稚園とか、大変な労働環境のところでも本当に慎重に注意しながらこういうことをやっていくということになるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

今はまだフッ化物洗口についての調査、検討という段階ですぐに始めるということではないんですけども、そういった原液といいますか、もともとのもの、これは何でもそうですけれども、一気に多量に服用すると害があると思います。これにつきましては、今、これまでの事例ですと、そういった原液とか顆粒があって、それを薄めて、現場で薄めて使うということが一般的だということでございますけれども、今、もう既に薄められたものも市販されているということでございますので、そういったものを使用することで危険性というのはある程度、回避できるのかなというふうに考えております。

ただ、これを実際やるとなると、保育士の方ですとか、そういった方の負担は確かにふえるのかなというふうに考えますので、その辺はそういった負担ができるだけないように、なおかつ、まず安全というのは一番大事だということは言うまでもございませんので、そういった部分についても今後、いろいろ検討を重ねていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） ぜひそういった、何よりも子どもにとって何が一番大事なのか、安全に長続きする方法で虫歯を予防するという対策をとってほしいと思います。

例えば日本学校歯科医師会発行の「学校における学校歯科医のためのフッ化応用ガイドブック」というのがあるんですが、そこには保健管理としてのフッ化物応用は、地域の歯科医療機関に委ねてもよいと日本学校歯科医師会は考えています。学校歯科保健の、ここで学校と特定されていますが、学校歯科保健の役割は、生涯にわたり健康行動がとれる生きる力を身につけた児童・生徒の育成であり、ヘルスプロモーションを重視した保健教育が重要であると日本学校歯科医師会は考えていますというふうにガイドブックに書かれています。歯科医

師が常駐しないところで学校とか、あるいは保育所とか、そういった場所で医療的行為に入る、こういったものを使用してやるのは、それは歯医者さんでやることであって、学校とか公共的な集団の場でやることではないというふうに提言しているんですが、よく考えていただければいいなと思います。

それから、きょうは特に個人差とか地域間格差とかから見ていって本当に虫歯の減ってきた原因というのは、大きな広い目で見ると、今、ずっと町で長年、地道に努力してきた健康教育の結果だったり、保健師さんたちの個別の指導だったりするかと思うんですが、今、世界的にもそういった個別指導へと重点を置きつつあるという風潮が見られるんですが、集団でやるということについて今後、検討される余地はありますでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

虫歯が減ってきた、その要因といたしますか、先ほど来、出ているように、いろんな要因があるんだろうと思います。環境が整ってきたですとか、あるいは虫歯の啓発ですね、そういった部分でも効果があったんだろうと思います。町内の歯科医師の先生とお話しする機会、何度かありまして、フッ化物を利用した虫歯対策というものについては、その先生からはこれは効果があるんで進めるべきであるというご意見も伺っております。保育士さんたちに対する研修ですとか、あるいはいろんな研修会、そういった部分で歯科医の方にも協力いただいて講習会とかもやっているところでございます。そういった形でいろんな機会を捉えてこの事業については検討を進めていかなければならないと。その中の一つとして洗口事業も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 合併前からフッ化物塗布を1歳6カ月とか2歳6カ月、3歳児健診の折にやっているということがあります。そういった子どもたちの継続、観察調査ということも一度やったら、やっぱりこれは責任がありますので5年なら5年と経過観察をしながら、一体その子どもたちがどういう状況にあるのか、フッ化洗口したり、フッ化物塗布をしたことによって自分たちが歯の健康を考えるようになったとか、食生活を考えるようになったとか、そういったことがあれば、またよしよしなんですけど、今、どういう状況になっているのか、ぜひ継続観察をしていっていただきたいと思います。

きょうは主に前回に引き続き必要性、有効性について質問してみました。今後とも続けていきたいと思います。よろしく申し上げます。

2点目に入ります。先ほど米木議員さんからとても詳しい質問がありましたので、私はさらりといきたいと思います。

改定された防災計画について、昨今、世界規模で異常気象が起きています。それに伴う集中豪雨、土砂被害などが頻発していますが、昨年の広島県、岡山県の洪水被害は記憶に新しいところです。

加美町は国、県の指針を受けて昨年5月に1,000年に一度の災害に対処するために防災マップの見直しをしています。経緯も含めて以下の点についてお伺いします。

①平成30年5月に改定された防災計画の重点事項。

②防災マップ上における土砂災害特別警戒レッドゾーンと呼ばれているようですが、それから土砂災害警戒区域、イエローゾーンと呼ぶそうですけれども、その変更点について。

③洪水のハザードマップにおける鳴瀬川、多田川の外水氾濫及び内水氾濫区域の変更点について簡単にお願いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、3点のご質問、1点ずつお答えをさせていただきます。

30年5月に改定された防災計画の重点事項でございますが、先ほど米木議員に答弁させていただきましたように、これまでは100年に一度程度の大雨に当たる計画規模をもとに浸水想定区域を想定しておりましたけれども、今回は1,000年に一度程度の大雨に当たる想定最大規模に引き上げまして洪水浸水想定区域を指定しておるところでございます。

これによりまして、浸水区域も広がりまして浸水の深さも深くなっておりますので、最大規模を想定した防災マップの見直しが必要ということで見直すことにしているということでございます。

2点目の防災マップ上における土砂災害特別警戒、これレッドゾーン、そして土砂災害警戒区域、イエローゾーンの変更点でございます。宮城県は土砂災害防止法に基づきまして土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定を行っております。指定を土砂災害、これは崖崩れ、土石流、地滑りなどがありますけれども、そういった土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒、避難体制の整備などを推進するためのものです。

まず、県は土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などの基礎調査を実施いたします。調査終了後、市町村長の意見を聞いた上で土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を行います。

土砂災害警戒区域、イエローゾーンとは、土砂災害のおそれがある区域のことを言います。土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとは、建物が破壊され住民に大きな被害が生じるおそれのある区域を指します。県では、加美町全体で38カ所の土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を行う予定にしております。現在までの本町の指定状況は、平成25年、平成26年に16カ所、平成28年度に4カ所、合計20カ所が指定されております。県は未指定区域18カ所の指定について、平成31年度中の指定を目指すとしております。

また、現在の町の防災マップには、平成25年度、平成26年度に指定された土砂災害警戒区域、特別警戒区域16カ所が明示されております。最終的に町全体で38カ所が指定された場合、現在の防災マップに明示されていない22カ所の土砂災害計画区域、特別警戒区域についても今後、防災マップへの明示などを検討しております。土砂災害のおそれがある危険箇所を住民に周知することが必要であるという考えに立っているからでございます。

3点目の洪水ハザードマップにおける鳴瀬川、多田川の外水氾濫及び内水氾濫区域の変更点でございますが、現在の防災マップ中の洪水ハザードマップは、先ほど答弁しましたように、外水、内水氾濫区域を100年に一度の大雨に当たる計画規模で作成をしております。ちなみに外水氾濫とは、台風や大雨のときなどに川の水が堤防からあふれたり、堤防が決壊したりすることによって発生する洪水のことでございます。内水氾濫とは市街地などに降った雨が、排水路の雨水処理能力を超えたり、雨で川の水位が上昇して市街地などの水を川に排水することができなくなった際、市街地などに水があふれてしまう浸水被害のことでございます。

現在のマップの外水氾濫区域は、鳴瀬川、多田川の川沿いの区域、鳴瀬川と田川の合流点の小野田、下野目区域と宮崎、高田地区及び鳴瀬地区のほぼ全域となっております。内水氾濫区域は過去に内水氾濫が起きた4カ所を内水氾濫想定危険区域としております。

今回、宮城県が指定しました1,000年に一度の大雨に当たる想定最大規模で洪水ハザードマップを見直した場合、現在の氾濫区域を含め旧中新田区域の全市街地が氾濫区域に含まれることとなります。

また、1,000年に一度の大雨では、町が指定している指定避難所、緊急避難場所13カ所が氾濫区域に含まれ機能がしなくなると予想されますので、別の避難体制をとる必要がございます。洪水ハザードマップへ避難方向の明示などで住民が迅速、かつ適切に避難するのに必要な情報などを周知していくことも重要であるとも考えております。

そういったことで既存の防災マップに追加をして1冊にまとめて改定した防災マップを全戸配布し、周知徹底を図り、さらに訓練なども行い防災、減災意識の高揚に努めてまいりたい

と、そのように考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 先ほど来、避難経路とか、避難方法とかについても質問、やりとりがありましたので、私はそこは割愛します。

災害のときに何としても言われるのは、自助、共助、公助というふうな言葉で語られるんですが、共助については、先ほど危機管理室長からもお話がありました。確かに防災マップにも自助については何をしなければならないとか書いてあるんですが、本当に先ほどお話ししましたように、これを丁寧に見ている人は本当に少ないんだろうなと思います。

自助、自分の命は自分で守る。3日分の水、食料等の備蓄をする。災害時の対応を考え事前の防災対策を実践する。身の安全確保、周囲状況を確認するというふうなのがあります。このときの自助、みんな、避難訓練等々で用意しているものとか覚悟とかいろいろあるかと思うんですが、共助についてなかなかうまく機能していかない面もあるのかなと思います。避難組織ができているとはいえ、なかなかうまくいっていないかもしれないというふうに私は思っているんですが、今さらなんですが、先日、国の予算委員会があったときに、国土交通省のほうに質問している人がいました。消防団等々を支える予算を今回は国は準備しているんですかと。40万カ所だったものを60万カ所にふやしたとか、そのときのメモですので私が書いたのですが、ハードだけではこれはとても対応できないんですけれども、消防団を支える予算は計上しているのかという質問があったんですが、そういった面については加美町としては、今後、検討されているのでしょうか、今の時点で、1,000年に一度とは言いませんが、今後起きる土砂洪水災害等々についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長、お答えいたします。

消防団につきましては、火災対応ということでうちのほうで消防費ということで予算は計上しております。消防団につきましては、水防団と併用で活動していただくことになっておりますので、水害等の災害が起きた場合は水防団として活動していただくということで、水防費として予算はとっておりませんが、あくまでも消防費というような名目では今現在、予算をとっているような状況でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） それでは、話があちこち飛んでしまいましたが、本当に1,000年に一度の場合ですと、避難所に今、指定されているところも使えない状態になるというお話がありま



した。そういった場合、加美町だけがそういう状況になってほかのところは大丈夫ということもそんなにないかと思うんですが、そういった場合の他自治体や他団体への協力の要請というのはどういうふうになっているのでしょうか、どういうところに協力要請をすることになっているのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 今のご質問なんですけれども、加美町はまだいいのかなと、1,000年に一度の浸水になっても。要は高い部分があるということで、多田川、小野田の市街地、宮崎の市街地は浸水区域に含まれませんのである程度、避難する場所が存在するということになっております。

この1,000年に一度の大雨になりますと、この辺の近辺ですと、一番の被害を受けるのが大崎市なのかなという感じがします。大崎市も平坦地しかないので、大崎市といいますか、鳴瀬川の下流ですね、鳴瀬川の下流域は平坦地しかないので全てが大規模な浸水区域に含まれているということで、大災害のおそれがあるというような地域になるかと思っております。

援助なんですけれども、あくまでも宮城県に援助の応援をしたり、最悪の場合は自衛隊のような援助をお願いするというようなことも考えなければならぬのかなということ考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） ちょっと資料を。これは鳴瀬川、田川との合流点の場所です。これが内水氾濫区域といって過去に氾濫を起こしたことがある場所ということで、これはまだ改定前の様子です。今回1,000年に一度の改定があるということを知って改めてこれを見直しました。私のように初めてちゃんと見直した人は多いんじゃないかと思うんですが、これを見ますと、知っている方には本当に釈迦に説法で申し訳ないんですが、黄色い地域は大人の膝下まで浸水するというところなんだそうですね。黄緑は腰までとか、水色のところは1階の軒下までというふうになっているんですが、これが100年に一度の場合、でも、こういうふうな事態になると。だとしたら、これは347号線ですね、これは市街地に入るところなんです、これは1,000年に一度だと市街地が全部黄色じゃなくて水色だったんですが、ここ全部水色で1階の軒下までなるということなんです、その前に改めてなんです、100年に一度の状況についてもちろんちゃんと知っておく必要があるなと私は本当に改めて思いました。確かにここは全部埋まってしまいそうになっております。タカノフーズあたりのこの場所、腰あたりまで水が来るというふうになっています。もちろん、鳴瀬のほうとかは。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子議員に申し上げます。残り時間、あと2分ぐらいですので簡潔にお願いします。

○6番（伊藤由子君） 終わります。というふうになっておりますので、改めてなんですが、改定前の状況をきちんと知るためには、出前講座じゃないんですが、79行政区全部とは言いませんので、映像でこのマップを周知徹底するように出前講座みたいなものを考えていってお知らせしてはどうかというふうに考えるんですが、そんな検討をしていただけないでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（長田裕之君） 危機管理室長です。

実をいいますと、こちらの防災マップは全戸に配布しているということで、総合防災訓練ありますけれども、年に1回やっているんですけれども、そちらのときにはメイン会場は別として79行政区、全自主防災で防災訓練をしています。その防災訓練のやり方なんですけれども、うちのほうとしては、行政区でまず必須科目、要はこれとこれだけは必ずやってくださいというような形で行政区に出して、あとは行政区で好きな項目を選んで防災訓練をやってくださいというような形で訓練を行ってもらっています。そのときに、この防災マップというものがありますので、必ずこの防災マップを活用した図上訓練みたいなものを行ってほしいというような話をすれば、全行政区に通じるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） ぜひそのように希望して各地区で行ってもらえるように皆さんにも声をかけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これで私の質問は終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、6番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時20分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告7番、14番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 佐藤善一君 登壇〕

○14番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました文化財の保存・活用についてと題しまして一般質問をいたします。

私どもは、毎日毎日の変化の大きさ、変わりの激しさに気づくことなく過ごしているわけですが、10年、20年前を振り返ってみただけでもその変化の大きさ、変わり方の激しさに気づくことがあります。こうして一日一日が歴史として絶えることなくつくり出されていくわけであります。人類生存の歴史から見れば、人間一人の歴史は本当に短いものでありますが、それだけに私どもの人生は一層尊いものであり、その日1日を真に価値ある生き方をしなければならないと感じるところであります。故きを温ねて新しきを知る、さらによきものをつくり出し、そして、後世に伝える、これが今、生きている私どもの義務でもあります。

私たち議員が国内施設で訪問いたしますと、まず案内されるのが史跡や文化財であります。先人の残したものを誇りと思うのは、住むところが異なっても共通の人間としての性質であると思います。いわば文化財は先人の営みの証であり、未来を創造する基礎となる共有財産でもあり、それを後世に伝えるのが文化行政の役目であります。

そこで、ことし4月に施行されます改正文化財保護法により、これまで文化財の保護に重点を置いていた文化財行政におきましては、文化財の保存と活用といった両立を打ち出し、観光やにぎわいづくりなどまちづくりとの連携を期待されるものであります。

よって、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目は、文化財の保存活用についての地域計画を作成し、文化財の保護・継承、文化財の創造的活用に対する地域住民の意識高揚を図るべきと思うが、どうか。

2点目は、町民提案型まちづくり事業で調査研究している旧宮崎町にあった戦国時代の城、宮崎城の歴史ある遺構を大切に保存・活用し、地域活性化につながる方策を講ずるべきと思うが、どうか所信をお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、佐藤善一議員のご質問、文化財の保存・活用について答弁をさせていただきますと思います。

詳しくは教育長から後ほど答弁をしていただくこととなります。

今、ご指摘の改正文化財保護法であります。これに伴って保護だけでなく活用ということが大事になってくるということでもあります。当町には国指定文化財であります城生柵跡や松本家住宅、魚取沼の鉄魚、また県指定文化財であります柳沢の焼け八幡や切込の裸カセド

りなど多数の貴重な文化財が存在をしております。

今回の文化財保護法の改正では、保存に重点を置いていたこれまでの現行法に対しまして、保存と活用の両立を目指すものというものになっております。

活用に当たりましては、県の文化財保存活用大綱を勘案した加美町文化財保存活用地域計画の策定が必要となりますので、県の動向も踏まえながら検討をしてみたいと思っております。

なお、宮崎城についてでございますけれども、実はこの宮崎城を初め、田川流域には確認されているだけでも19の館、昔の米泉城とか、そういったことも含めて19の館が確認されているということですので、この旧宮崎町を中心とした史跡というものは非常に貴重なものなんだろうというふうに思っております。また、宮崎城と密接にかかわる熊野神社、この熊野神社に代々伝わっている熊野神社の獅子舞ですね、これも非常に貴重文化財だと思っております。渡辺 哲さんの解説によりますと、これは稲作文化複合体の豊作祈願の予祝儀礼であると言われておりますので、前回、佐藤善一議員から、世界農業遺産のお話もいただきました。私は、まさに世界農業遺産とのかかわりの中でこういったものを利活用していく方策、こういったものを検討していくということが非常に宮崎地区にとっては重要なことなんだろうという認識をしておりますので、さっき申しあげましたように、宮崎県の文化財保存活用大綱を勘案した上で町としての文化財保存活用地域計画というものを策定し、そして、今申しあげた世界農業遺産との絡みなども勘案しながら、いい方向で検討を進めていければよろしいのかなというふうに思っているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。よろしく申し上げます。

それでは、文化財の保存、活用についてというご質問にお答えいたします。

まず最初に、文化財保存活用地域計画の策定についてお答えいたします。今回の文化財保護法の改正は、これまで文化財の保存に重点を置いていた現行法に対して、保存と活用の両立を目指すものであります。

加美町には多くの貴重な文化財が存在します。これらの歴史や文化をまちづくりに生かしていくことはとても大切であると考えております。しかしながら、これまでの文化財保護の観点からは保存と活用、これは相反する性質を持っております。その理由としましては、文化

財の活用につきましては、その保存を確保できる範囲内で実施できるものと考えております。それに至るまでに専門的な調査研究を当然必要としまして、多大な時間と労力と費用が必要となります。これらを考慮しますと、文化財保存活用地域計画においても、策定までにはさまざまな目標をクリアしなければならないと考えております。

今回の文化財保護法改正における文化財保存活用地域計画の策定に当たりまして、県の大綱が策定されていれば、市町村はそれを勘案して総合的な計画を策定できるというふうにご考えられております。現在、県において文化財保存活用大綱を策定中であると聞いておりますので、数年後から運用される見込みというふうにも聞いております。

教育委員会としましては、県の大綱を待って町長部局とも協議しながら文化財保存活用地域計画の策定の可否も含め検討してまいりたいというふうにご考えております。

なお、文化財の保存・活用につきましては、なお一層文化財とその保護に対する町民の理解が得られるように文化財めぐりや学校等の出前講座や体験活動など、文化財の魅力を発信する活用策をさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、宮崎城跡の保存と活用についてお答えいたします。宮崎城跡の保存と活用につきましては以前よりたびたび要望がございました。宮崎城跡について確認をいたしましたところ、遺跡の登録範囲は東西で310メートル、南北で380メートルに及びます。その範囲はほとんどが山林でありまして25筆あり、所有者は約20名からなる共有地を含め延べ57名になります。このような土地の買収は非常に時間がかかるものと見られます。

また、遺跡の整備や公園化などを実施することによってその行為自体が遺構を傷めてしまうおそれもあります。そのため、遺跡の整備や公園化につきましては、綿密、かつ慎重な準備と計画が必要になると考えております。なお、遺構の保存の観点では、現在の山林の状態においてもしっかりと遺構が保存されております。開発等も行われておりませんので、大きな問題はないものと考えております。

さて、現在実施している宮崎城跡の活用としましては、行政区を対象とした文化財めぐり、それから小学校の出前講座、文化財親子ツアー、歴史研究会などの団体の皆さんによる解説があります。そこにおいて、宮崎城跡を紹介し、その活用を認識していただけるよう活動しているところでございます。

また、宮崎城を保存する会の皆様においてもシンポジウムの開催や追加の説明看板の設置などの活動を行っているというふうにご聞いております。

教育委員会としましては、これまで同様、ハード面よりソフト面における活用にご力を入れて

宮崎城跡の活用を広く伝え、後世に残していくことが大切であるというふうに考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 1点目から順次再質問をいたしてまいります。

文化財の保存、継承につきましては、いろんな周知活動を通して一生懸命やられていることは承知しておりますが、今回の改正法につきましては、そのねらいとするのは、過疎化や少子化によっていつの間にか文化財が失われていくことのないようにということです。保存だけでなく活用にも力を入れないと保存さえもできなくなる文化財がありますよということでもあります。

このことにつきましては、今まで法的な縛りがあって簡単にいろんな改修や整備ができなかったわけですが、活用の地域計画をつくって国が認定すれば、少々の原状回復もできるということでもあります。それについて補助金が税制上の優遇をして観光やにぎわいづくりに、まちづくりに後押しをしましょうといったものであります。

こういったことで先ほど町長の答弁の中で、大崎ミュージアム構想の中で含んで考えていこうという答弁がありました。教育長におかれましては、ソフト面を重点に行うということでありまして、保存の可否も含めて今後、検討していくというちょっと消極的な答弁がありました。そこで、新たに保存計画に保存・活用をしようとするものが本当はないんですか、この辺、もう一度お尋ねをいたします。教育長。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

今のご質問、新たに保存・活用するものはないのかということですが、現在、国指定、あと県指定、町指定、有形・無形文化財がございます。特に有形に関しましては、現状、やっぱり保存をしていくというのがこれまで中心になってきているという状況でございます。特に東山官衙遺跡に関しましては、合併前ですか、あの部分、10町歩ほど使用させていただいてその部分をきちっと保存する形を現在、とってございます。その段階では、いろいろそういう公園という考え方もあったというふうにはお聞きはしてございますが、なかなかその部分を公園だけでは立地の状態も含めて難しいということがあったようでして、現在はきちっとそれを保存をしていくというところに重点を置いているということでございます。

先ほどの質問の新たにという部分に関しましては、現在、どちらかといいますと、それらを

周知をするというか、皆さんに知っていただくという活動が中心になろうかと思っております。ただ、その活用の方法も新たに町民の方へということだけではなくて、まちづくりの中で観光という視点になるかどうか、そこはいろいろあるかと思いますが、そういうものに歴史を活用していく、そういう財産を活用していくという姿勢は、やはりきちっと取り組んでいく必要があるというふうに考えています。それがハード的な部分になるかどうかに関しましては、今後、いろいろ検討が必要なんだろうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 文化庁は、指定に至っていないものも地域の宝として積極的に掘り起こして活用する、そういったものについても検討する、それについても推奨しますよと言っているのです。この検討するものもないということですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

指定するものもないということではございません。文化財の遺跡の地図といいますか、そういうものがございます。加美町に至るところに点在をしております。その関係もありまして、事例を申し上げれば、住宅などを新築する際、その遺構、遺跡の中にある部分の方のところでは、町のほうで試掘の調査をさせていただいてその遺跡の状況、本当にあるのかどうなのかも含めてやっている状況でございます。そういう意味で、探すといいますか、新たな部分のことに关しましても、掘り起こしに関しましても、毎年、やらさせていただいているということでございます。

あとは指定という範囲でございますが、それに関しましては、2つ目のご質問でございました宮崎城跡に関しましても、そこは宮崎城跡の遺跡ということで東西三百数メートル、南北もそのぐらいございますが、そのぐらいの範囲を指定をさせていただいているところでございます。ただ、1個1個を調査をし、それをやるということはなかなか時間的な部分からしまして難しいんだろうというふうに考えてございます。そういう意味で、現在、特にソフトのほうへ力を入れているというところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 文化財は多様でありまして、古文書や書籍、そして、陶磁器、土器といった収蔵品、こういったものは建物と違ってなかなか集客が難しい部分だろうと思います。例えば全国からの陶芸家を募って呼び寄せて大きく陶芸祭りをやるとか、あるいは郷土芸能、

伝統行事、こういったものとタイアップしながら薬業に来たお客さんを帰りに文化財に立ち寄っていただくといったツアーを組むとか、いろいろお客さんを待っているだけでなく町のほうから仕掛けていく部分も大切なんではないかなと思います。そして、また来なくなる、来れる機会をふやしてやる、こういった努力が必要だと思いますが、この点について。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

私のほうから答弁していいのかどうかあれなんですけど、今、いろいろ文化財を活用し、来なくなるような町、そういうPRをするなり、そういうツアーなどを組むというのはどうですかということでございますが、確かにそのとおりでございます。そういう意味で、やはりこれまでの歴史的財産、文化を広く発信をする、それはやっぱりまちづくりの中で取り組んでいくということが必要だというふうに思っております。

以前、私、商工観光課のほうにもおりましたが、やはりその中で新たなものだけではなくてそういうものを一緒にタイアップをさせていただきながらPRもさせていただきやっております。ただ、その中で文化財のめぐりという形まではいかなかったわけですが、そういう部分は今後、生涯学習課のほうでも関係課と相談をしながら多くの方にそういう機会ができるような手法を検討していければというふうに思っております。ご指摘いただいた部分に関しましては、やはりきちっと対応していくのが必要だなというふうに改めて感じたところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） よろしく検討をお願いしたいと思います。

次に、2点目の宮崎城についての再質問に移りたいと思います。

質問がかみ合うためにも宮崎城とはどういうものかということとはちょっと紹介したいと思います。

まず、これは宮崎町時代に作成された宮崎城の推定図ということになります。現在、麓の部落に行き来しております田川と烏川の合流地点、大崎一の宮の熊野神社、この丘陵の突端に位置しております。現在は先ほどお話あったように共有地山林となっております。

続いて、これは最近、宮崎城の縄張り図ということで保全会の皆さんが20回も山に登って国土調査の図面と照らし合わせながら事務局である渡辺 哲さんがつくったものであります。東は絶壁になっておりまして、周囲は山をお碗状に切り壁状況、それで一番弱いとされる部分を三重の外堀になっております。石垣を使わないで連続式の山城ということですからかなり強固



なものであります。

これで大崎葛西一揆で最後の砦となった宮崎城であります。伊達軍2万4,000人に対して2万人で迎え撃ち2日にわたる熾烈な闘いを展開され最後に落城ということになったわけです。このことにつきましては、中央紙、これにも紹介されておりますし、また、河北新報連載の「独眼竜政宗」でも5日間にわたって紹介されているところであります。

そこで、質問でありますけれども、加美町における中世の館跡、そのままの状態に残っているのはこの宮崎城と鳥嶋館、そして、小野田の夕日館、先ほど答弁ありましたように、19も大小あったわけですが、この形が残っているのが3つだけということになりました。

そこで、宮崎城の周囲は杉の木でありますけれども、伐期が過ぎておりまして70年もたっているということです。そこで、周囲を間伐して遺構を活用しながら散策道路をつくって保存したいということです。何も復元しようというものでなくて、自然環境の保全と歴史的風土の保全を同時に果たすものにしたいということです。この点についてどうお考えですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長でございます。

その散策のルートなり、ちょっと今、初めてといいますか、ご紹介をいただいたということではなかなかわからないといいますか、ルート自体はわからないんですが、現在の部分、北側に先ほどの地図でもございましたが町道が城を囲むようにといいますか、走ってございます。その多分中ということの意味なんだろうと思いますが、その部分に関しては地権者があるということで先ほどもお話をさせていただきました。あと、伐期の部分で地権者の方がどのようにお考えになっているかという部分もあるかというふうに思います。いずれにしましても、今の提案に関しましては、今後の検討にさせていただければというふうに思っております。何も全然しないとかということではないんですが、ただ、一度入ってしまいますと、先ほどの遺構の保存という部分等々もございますので、慎重に対応していければというふうに考えてございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） このことにつきましては、宮崎町時代に2回にわたって陳情書が提出されております。昭和60年、伊藤町長に、平成3年には大場町長に、そして、宮崎町の総合計画にもつた経緯があります。3回目は平成27年に猪股町長に要望書という形で提出されております。この先人の思いを胸に、過去、現在、未来があって本当に伝統、歴史というものがつくられ、これは金にはかえられない大切なものであります。これを簡単に過去を切り捨

てるような粗末にするものではないと思います。急激な時代の変化の中で今残しておかなければ永遠にめぐってはこないと思いますよ。どんどん切られて重機が入って跡形もなくなってしまう。地域の歴史を語られることもなく忘却のかなたへと消えていってしまう、このことについてどう思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

これまで決して軽んじてということでお答えをしたつもりはないということで、その部分ご理解をいただければというふうに思います。

今、ご指摘のあったとおり、今回法が改正になり地域全体で掘り起こしをしながら守っていく、活用していくと。そうでないと廃れていきますと、なくなっていくとということで法も改正になっているということでございます。

そういう意味で、文化財が教育委員会部局を条例によっては町長がその管理もできますというような条項にもなっているというふうにお聞きをしております。そのこともあわせて、やはり先人、あとはこれまで培われてきた伝統、文化、歴史でございますので、その部分は文化行政としましては後世に伝えていくと、きちっとした形で伝えていくということが一番大切でございますので、それに向けて努力をしてまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 保全会ではこのような歴史を後世に残すためにさまざまな取り組みを行っております。

モニターをお願いします。

宮崎城の戦いということでパンフレット、7ページにわたっております。大崎氏家臣の笠原氏が宮崎を支配してから宮崎城の戦いまでを綴っております。いろいろ調査し、整理したものであります。

質問の時間が長くなりますので説明のほうは割愛させていただきますけれども、これをどどんこ館に1,000部つくって設置し、講演会などでも配布をしたり、また宮崎城址案内の大型看板をつくっております。資金がなくて一部寄附を募ったようでありますけれども、さらにはSNS、会員制交流サイト、これを通して全国に発信をしたりといった活動も行っています。

このように、遺跡のあったことを何かの形で記憶にとどめようと。そして、存在を語り伝えようと、こういった住民の積極的な姿勢、これをさまざまな形でサポートするのが文化財保

護行政の本来の役目であろうと思うんですが、こういった思いそのまま地域社会の形成につながると思いますよ。どうですか。今やっておかなければ、いつまでたっても合併したときにはもう新町建設計画に入っていないという状況であります。もう一度十分検討していただきたいと思いますが、コメントを。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

住民の皆さんがいろいろこのような形で案内板の設置などについても周知はさせていただいております。そういう活動に関しましては非常に敬意を表すものでございますし、より多くの方々にそういう活動にご賛同いただければ、なお地域で守り育てていくと、守り活用していくということにつながるのかなというふうに思っております。

生涯学習課としましても、そういう方々を支えていくということに関しましてはこれまでもさせていただいてきたつもりでございますし、今後も努力をしまいたいと、支える部分をお手伝いをしてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 例えばどどんこ館との連携で宮崎中学校の西にあります濱田伊豆の遺跡、そして、下小路の芦東山ですか、賀美石に入って壇の越遺跡、東山官衙遺跡、こういったところを回って最後に宮崎城に来て登ってみるといったロマンを求め、歴史の道を自転車で回るといった地方独自性を打ち出してもよろしいのではないかなと思いますが、先ほど大崎ミュージアム構想がありましたけど、町長、どう思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 宮崎には宮崎城はじめまだまだ掘り起こされていない、日の目を見ていない歴史的な遺構がたくさんあるんだろうと思っております。宮崎城が代表的なものだろうと、戦国時代の貴重な山城でございますのでもっともっと活用していく必要があるだろうというふうに私も認識をしております。また、それにかかわる遺跡ですね、濱田伊豆もそうですけれども、芦東山もそうです。

切り口として私、一番いいのは、せつかく世界農業遺産に認定されましたし、宮崎地区に世界農業遺産の遺産が豊富に存在しているわけですね。ですから、オープンミュージアム構想という流れの中で、まさに議員がおっしゃるように、自転車でそういうところをめぐるって歩くというふうなことも一つのアイデアだと思っております。

実は私、どうにかならないかなと思っているのは、三十三観音なんですね。たしか一番札は

宮崎の庄司さんのところ、町の中の壁屋さんところだったと思いますけども、例えば自転車でめぐるツアーがあってもよろしいでしょうし、それからわらじを履いて三十三観音をめぐるといふこともお遍路さんというのもいいだろうし、そういった資源を私、もっともっと地域の方々が共有をして掘り起こしてそれを活用していくという、こういった取り組みが必要なんだろうというふうに思っております。

ですから、そういった大きな世界農業遺産という中で全て世界農業遺産に集約できると私、思っているんですね。そういった中で取り組むのが一番よろしいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ具体的にこれからそういったこと、どう進めていったらいいのか、関係課とも、それから何といても地元の方がこういったことをやりたいと、ぜひこうやっていこうというふうな思いがないと行政だけの思いではなかなか進みませんので、まさに協働という枠の中でこういったことを進めていければなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 町長の施政方針の中で提案型まちづくり事業につきましては、実効性及び継続性の向上に取り組んでまいりますと述べております。将来に向けてこういった提案事業をどう継続、発展させていくか。その後、どうするかといった出口の戦略がちょっと足りないような気がいたしております。3年間の補助事業が終われば一過性の仕事になってしまいます。これじゃなくて、提案を行政と協働でやったり、連携してやったり、政策にこれを生かすといった提案主体の自立を支援する制度を盛り込んでおかないと、やっぱり広がりがなく本来の目的達成とはいかないのではないかなと思いますが、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

この町民提案型事業につきましては、その趣旨というのが町民集約のまちづくりを推進と、町民ニーズに合った公共サービスの提供を目指して市民活動団体等が企画提案する事業に必要な事業費を一部、町が補助をするという、そういった趣旨で事業が始まっております。

そして、期間は3年間という期間を定めておまして、その3年間の間にそれぞれ事業を行い、自立、そして、独自に活動していけるような団体をつくるというのが事業の趣旨になっておりますので、この3年間の中でそういった組織をつくっていただくようお願いしているということでございます。

先ほど宮崎城の保存の関係で看板等の設置等もありましたが、この宮崎城の事業につきましては、平成29年度、さらに平成30年度も町民提案型事業に採択し、先ほどの看板の設置費用につきましても町の補助金を使っていただいております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 宮崎城のことですけれども、やはり魅力的な資料をもっともっと集めて保存団体の方々に、そして、町も一緒になって町指定から県指定に昇格してもらおう。そうならば、別な補助事業を考えられますし、また事業の進め方もまた違ってくる部分もあるかと思えます。

先ほど答弁がありましたように、県のほうの事業についても考えてみます、検討してみますという答弁がありました。このことにつきまして、もっと力を入れて推進してもらいたいと思いますが、どう考えますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

これまでちょっと不足をしているのもっと前向きに取り組みというご指摘だというふうに思います。その部分に関しましては、いろいろクリアしなきゃならない点、多々あるかと思えますが、取り組んでまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 終わりになりますけれども、地域住民が文化財への関心を一層深められますように、その保存活動にご尽力をいただきますようお願い申し上げまして、これで質問を終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、14番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。午後1時50分まで休憩といたします。

午後1時41分 休憩

---

午後1時50分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告8番、1番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 味上庄一郎君 登壇〕

○1番（味上庄一郎君） それでは、許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

きのうもきょうも施政方針についてお二人の方、質問されております。かぶるところもあろうかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

3月定例会に行う町長の施政方針は、毎回、夢のある理想論を展開されているように感じております。その結果、予算は可決されても効果が伴っていないとして2年連続の不認定になっているのが実情であります。

地方創生に関するイカノエ戦略では、今後の事業継続に伴う財政面での課題も重要であると思います。そこで、イカノエ戦略も含む以下の点について町長の考えを伺います。

1つ目として、イカノエ戦略について。

①町長はイカノエ戦略を町政の柱のようにさまざまな場で語っております。そもそもこれは、このイカノエというものは、町の公式な策定によるものなのか伺います。

②として、移住・定住について123名の移住があったとさまざまな場所で言っております、ことしですかね。では、町を離れた数は何人いるのか。

③といたしましては、観光振興についてツール・ド・347やSEA TO SUMMITの参加人数が大幅にふえたとありますけれども、これに参加した方々が宿泊したり何か買い物をして町にお金を落していったという観光客はどれほどいたのか。

④として、農業所得の向上について薬用植物栽培を挙げておりますけれども、どれほど所得向上につながったのか、具体的にお願いたします。

⑤としましてエネルギー自給率の向上について町が600万円を出資してかみでん里山公社ができましたけれども、500万円弱の料金削減とありますけれども、公社自体、利益は生まれたんでしょうか。

大きな2番といたしまして、汚染廃棄物対策について。

町では、すき込みによる減容化、きのうは堆肥化とかも出ておりましたけれども、推奨しておりますが、大崎広域での連携による焼却処理は考えていないのか。

3番目といたしまして商工業について、中小企業小規模事業者への支援事業と商店街のにぎわいづくりの具体策を伺います。

最後に、組織、職員体制についてであります。今回余りにも統廃合や新設が大きく職員の対応に混乱が生じると思われまますけれども、その対策を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 大分多岐にわたるご質問であります。できるだけ簡潔に答弁をさせて

いただきます。

まず、2つご理解いただきたいことがあります。それは、まちづくりの事業は必ずしも1年、2年で結果が出るものばかりではないと。長い時間かかるものも当然あって、将来を見据えたまちづくりが重要であるということでございます。

それから、もう一つ、ネーミングが非常に大事なんですね。バッハホールもバッハホールというあれは通称を名づけたから、バッハホールという名前を名づけたから広くこれは広まったんだろうという気もしておりますので、このネーミングは非常に大事だということをまずお伝えしたいと思っております。

その上で、1点目の町長はイカノエ戦略を町政の柱のようにさまざまな場で語っているが、そもそもこれは町の公式な策定によるものなのかというご質問に対してお答えをいたします。

加美町の総合戦略は、産官学金労言の有識者と公募による一般町民で構成する総合戦略審議会に諮問し、多様な意見を聴取しながら平成27年10月に策定いたしました。総合戦略における基本目標を町の総合計画に掲げる重点プロジェクト、里山経済の確立、健幸社会の実現、子ども・子育て応援社会の実現とし、善意と資源とお金が循環する人と自然に優しい町の実現を加速し、町政をさらに一歩進めるための推進力と位置づけ、地方創生に取り組んでおります。このように地方創生というものがしっかりと位置づけられているということでございます。

加美町では、まちづくりの基本理念に共生、協働、自治を掲げ、住民と行政が情報を共有し、地域の課題解決に取り組む姿勢を示しております。加美町が将来にわたり持続可能なまちづくりを目指すためにも、町民に直結する課題と目標を共有することは、当然、これは不可欠であります。

そこで、総合戦略の中でも特に重点的に進めるべき施策、移住・定住の促進、観光の振興、農家所得の向上、エネルギー自給率の向上を4つの柱に据え、それぞれの頭文字をとってイカノエ戦略という造語にしたわけでございます。よって、この町のビジョン、地方創生の取り組みについては、広く町民にも知っていただく、町がどんな取り組みを行っているのか、どういことをしようとしているのかということ共有していただくために、町政懇談会初め、さまざまな機会を捉えてこのイカノエ戦略についてご紹介させていただいているというところでございます。

また、このイカノエ戦略に基づく地域再生計画については、国の認定を受けております。地方創生に関する交付金を積極的に活用しながら、移住・定住や観光の振興に資する諸事業に

取り組んでいるところでございます。

大分私も3年半、イカノエを語ってまいりましたので、町民の方々にも浸透してきていると思っておりますし、わかりやすい、覚えやすいといふうにも言っております。もしこのイカノエ戦略というネーミングがなければ、恐らくは加美町の地方創生総合戦略とは一体何なんだろうかと、恐らくは計画をした翌日から、往々にしてそういうものなんですけれども、計画というのは、忘れられてしまった可能性もあるのではないかといふうに思っておりますので、私はイカノエ戦略というネーミングは一定の役割を果たしているだろうといふうに思っております。

次に、移住・定住についてでございます。123人の移住があったというが、町を離れた人数はどのようなかというご質問でありました。

平成27年度よりひと・しごと支援室を設置し、移住相談窓口の解説、移住セミナーの開催、地域おこし協力隊の拡充、ファミリー住ま居る住宅取得補助金事業、新婚子育て世帯向け宅地分譲、今、下原レインボービレッジにもどんどん家が建っておりますけれども、取り組むことで移住・定住の促進に努めてまいりました。これは人口減少が進む中で、特に生産年齢人口の減少に歯どめをかけたいという、そういったねらいから着手をした事業でございます。

本町の人口の社会減につきましては、平成27年度は185人減、平成28年度は126人減、平成29年度は135人減、平成30年度は11月末現在で112人の減ということで、まだ社会減をとめるには至っておりませんが、減少数は徐々にではありますけれども減少傾向にあります。転出の主な原因としましては、進学、就職、結婚を機に転出される方が多いと考えられます。一度出てしまとなかなかUターンをしてくる方も多くはないという実情でございます。

こういった状況でありますけれども、ここ3年8カ月を振り返ってみますと、実は転入、転出、転入が転出を上回っている月が14月あることも事実でございますので、徐々に改善をしてきているということが言えるだろうと思います。

これまで取り組んできました移住・定住の窓口開設、ファミリー住ま居る住宅取得補助金、新婚子育て世代に向けた宅地分譲は、まさに若者たちが町外に住居を求めることへ歯どめをかけるという役割、そして、一度、町外に転出した方のUターンや首都圏にお住まいの方々が田舎暮らしを検討するためのきっかけづくりとしても活用できる、あるいは活用してきている施策でありまして、その効果は非常に高いものと、大きいものといふうに考えております。

ご質問の件でありますけれども、平成30年11月末現在でこれらの取り組みによりまして103



人が移住をしてみいました。加えて、国立音楽院宮城キャンパスの開校後、講師の先生方、生徒を含めて20人が住民票を移し移住をしてみいました。この合計が123名ということでございます。

平成27年4月より、先ほど申し上げたように専用窓口を開設するとともに、首都圏でのセミナーの開催なども行ってきております。延べ20回開催しておりますけれども、281人から移住相談を受けまして、その結果、19人の移住者が生じているところでございます。

また、地域おこし協力隊等も積極的に受け入れ、ことしの3月、卒業する、満了する方々のうち、9名のうち、卒業するお二人とも加美町に4月から就農し、定住することになっております。

このファミリー住ま居る住宅取得補助金でございますけれども、平成31年1月末現在、交付件数は112件ございまして、入居者数は382人となっております。うち、30世帯の84人が町外から転入し、移住をしております。ですから、残りの298人は町内の方が他の町に家を立てずに町内に家を建ててくださったということで、流出の歯どめをかけているということになると思っております。

この町を離れた人が何人いるかということでございますけれども、町として転出として明らかに把握しているのは3名でございます。今後とも加美町の魅力をしっかりとPRするとともに、各種補助制度などを活用しながら町外に人が流出しないための支援体制も強化し、また移住・定住にも努めてまいりたいというふうに思っております。

3点目の観光振興についてでございます。イベントがふえたとあるけれども、宿泊をしたり、何か買い物をして町にお金を落したという観光客がどれほどいるのかというご質問でありました。

ツール・ド・347につきましては、平成29年度は66名のエントリーに対して、30年度は366名のエントリーがございました。300名の増加ですね、5倍近くの増加となっております。また、SEA TO SUMMITについては67名から123名でありまして53名の増加、約倍となっております。また、そのほかさまざまなイベントが開催されたところでございます。

宿泊者に関する情報であります。SEA TO SUMMITに関しましては、テント泊の方も大分おられましたけれども、中新田交流センターには3名、INN SUZUKIには1名、林泉館16名、やくらいコテージ3名、ゆ〜らんどコテージ12名、ゆ〜らんど4名、合計39名との報告がありました。ただ、この10月の3連休とも重なりまして、どうも加美町だけでは宿泊がとれずに大崎あるいは仙台市内に宿泊したという情報もございます。網走から視察に訪れました市の

職員の話では、加美町の中で宿泊がとれなかったということでございますので、ほかのお客さん方も含めてこの時期、加美町で宿泊する方が大変多かったということが言えます。効果があったということでしょう。

また、買い物をどれぐらいしたかというのはなかなか町としても詳細がつかめないわけでありますけれども、ただ、町としまして、SEA TO SUMMITは環境シンポジウム、2日間のイベントでございましたので環境シンポジウム後に懇親会で地場産品の食べ物、飲み物などを準備し、PRに努めたところでございます。それにかかる経費、約30万円ほど、これは全て町、加美町振興公社等に落ちたということでございます。

なお、ストライダーエンジョイカップだったり、星空観望会だったり、会場では非常に地元のお菓子屋さんなどの売れ行きが好調だったということもありますし、それから薬師の湯、林泉館、ぶな林に関しては、今年度開催したツール・ド・347、SEA TO SUMMIT、ストライダーエンジョイカップの開催日の入場数と売り上げが、開催されていなかった平成28年度の同じ月日と対比をしますと、平成28年度が入り込み客数が1,931人、売り上げが320万116円に對しまして、平成30年度の入り込み客数が2,303人、372名の増、売り上げについては370万6,838円ということで50万6,721円の増となっておりますので、この3施設を取り上げただけでも確実に、売り上げの増につながっているというふうに考えております。ただ、もっとも振興公社にも努力をしていただいて、せっかく来る方々ですからもっともとお金を落していただく努力が必要だろうというふうに思っておりますので、町としても、振興公社あるいは施設群の方々と連携を図りながら集客をし、かつその方々にお金を落していただくという努力は今後とも続けていく必要があるだろうというふうに思っております。

4点目の薬用植物でどれほどの所得向上につながったのかというご質問であります。そもそもこの薬用植物については、長期スパンで考えているプロジェクトでありますので、そのところはご理解いただきたいと思っております。

薬用植物栽培につきましては、平成27年度から取り組んでおりまして同年度に設立しました薬用植物研究会が中心となり、製薬会社とのムラサキの試験栽培、トウキの契約販売を行っているところであります。まだまだ現状では栽培技術、栽培規模等において確立するには至っておりませんので、試行錯誤をしながら産地化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。今後は、30年度に作成しました栽培マニュアルを参考に製薬会社、講師の先生方の指導をいただきながら栽培技術の向上を図り、所得向上につなげていきたいと考えております。

ちなみに、既に答弁をしておりますけれども、6次産業化支援については大分利活用されてきておりまして、確実に農家所得の向上につながるだろうと、あるいはつながっていくのだろうというふうに思っております。

5点目のエネルギー自給率の向上につきましては、8月から32の公共施設に電力を供給し、12月からは合計56の公共施設と2つの民間事業者に供給をしております。8月から供給しております32の公共施設におきましては、1月までの6カ月間で約500万円の電気料金が削減されております。12月から供給を開始した24の公共施設と2つの民間事業所につきましても削減効果があらわれているところです。まだここは供給始まったばかりですので具体的な数字は申し上げられませんが、確実に削減効果があらわれております。

それから、かみでん里山公社の営業利益についてでございますが、この4月設立の記者会見におきまして年間300万円を見込むとお話をさせていただきましたけれども、順調に推移しております。目標達成することができると考えております。今後は民間事業者への電力供給の拡大にあわせて町内の太陽光発電所などからの電力を調達し、エネルギーの地産地消をなお一層図ってまいりたいと考えております。

次に、汚染廃棄物対策についてのご質問でございます。これまで早坂議員、三浦 進議員、又英議員にもお答えをしております。大体言い尽くしているのだろうと思います。

ここで再度、お話ししたいことは、この指定廃棄物最終処分場の問題は終結していないということです。一昨年でしょうか、昨年ですかね、新しい環境副大臣来たときにまた指定廃棄物最終処分場について話し合いを始めたいというふうに言ってきましたので、そのことを我々は忘れてはいけないということ、これが1つ大きな点だろうと思っております。

それから、やはり焼却というお考え、よくわかります。当然、そういった選択肢があってもいいと思っております。ただ、加美町がそのことを安易に口にすべきではないというふうに思っております。実は県内で焼却という話があったときに、消防署の隣にある、既にこれは中止されている焼却でありますけれども、ここを活用して焼却をしてはというあるところからのお話もありました。大崎に持って行って大崎で焼却して大崎で最終処分をするということには恐らくならないだろうと思います。そういうときに、果たして、あそこは色麻町との町境でありますけれども、加美町の方々、色麻の方々、ご理解を果たしていただけるのだろうか。その灰はどこに持っていくんだらうと。そういうことを加美町がもし実施するということになれば、最終処分場、加美町で受け入れませんというふうなことが、果たして論理上、言えるんだらうかということもありますので、やはりこれは非常に慎重に進めなければなら

ない。安易に焼却という言葉を口にするにはできないと私は思っております。そのことをご理解いただきたいと思います。大変これは難しい悩ましい問題でございます。解決策がないんですね、これといった、今すぐ。このところはご理解いただきたいと思います。

次に、商工業について中小企業、小規模事業者への支援事業と商店街にぎわいづくりの具体策はというご質問にお答えさせていただきます。

ひと・しごと支援室では、中小企業、小規模事業者への支援事業として無料職業紹介所の運営や新規学卒者雇用奨励金事業による雇用支援、工場等の新規立地及び増設の際の各種支援を行っております。

雇用支援については、町内の中小企業、小規模事業者から求人をお預かりし、職業紹介所の窓口で案内することに加え、行政区内への階段を通して周知を図り、雇用のマッチングに努めております。

工場等の新增設への具体的支援としましては、希望する用地の確保、交渉、国・県・町の支援制度の説明、法人税の減免や固定資産税課税免除制度に関する説明から申請に関する助言などを行っているところでございます。

また、企業の工場等の立地までは至らないケースでも当然あるわけではありますが、各企業が持っている特殊な技術や独自の製品をコラボしていくと、ビジネスマッチングということも行っているところであります。町内企業同士のマッチングに加え、県外企業とのマッチングを仲介することで、これら県外企業が町内あるいは宮城県内に進出する際に永続的なビジネスコラボレーションにつながるように支援をしていくことが非常に重要だろうと考えておりますので、そういった取り組みを行っているところでございます。

また昨年、生産性向上特別措置法に基づく加美町導入促進基本計画を策定し、6月に国の同意を得ております。この計画の策定同意により、町内の中小企業及び小規模事業所が行う設備投資について国の各種補助金を活用する際に優先採択を受けることができ、設備取得後、固定資産税を3年間、ゼロとする特別措置を受けることが可能となりました。

今後とも地域内の雇用や経済の情勢を注視しながら経済活動の発展を下支えしてまいりたいと考えております。

また、中小企業、小規模事業者への支援に関しまして金融の円滑化を図り、経営の合理化となる健全な発展に資することを目的に、加美町中小企業振興基金の融資事業も行っているところでございます。この事業は、町では地元金融機関及び宮城県信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんとして事業者の負担を軽減するため、保証料の補給を行っているものでありまし

て、金融機関と協議し、昨年度より貸付利率を1.8%に引き下げております。今年度の実績は2月末現在で18件、1億4,405万円の借入に対しまして約370万円の保証料となっております。

また、今年度から加美商工会と連携し、町内の事業所が事業活動に必要な技術取得や経営能力の向上を図るための研修や各種資格取得、技能講習などに要する人材養成に係る経費の一部を助成しております。利用者からも好評をいただきしてございまして31年度も継続して予算措置をしているところでございます。

また、商店街にぎわいづくりにつきましては、加美商工会からの要望事項でありますナイトバザール、鍋まつり、花火大会、有志等のイベントや各商店会に対する支援、ことし10月に予定されております消費税、地方消費税の10%引き上げに伴いまして地元商店街や消費者に与える影響を緩和するために割増商品券に対する助成等、割増商品券に対しても事務経費等を上乘せしているところであります。また、鍋まつりについても出店者の負担を軽減するための予算措置もしております。初午についても若干でありますけれども保存会に対して上乘せをさせていただいているところでございます。31年度も継続してしっかりと予算措置をしながら商店街の活性化に向けて加美商工会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、ご承知のとおり、割増商品券のほかに町では元気わくわくポイントの商品、子育て応援出産祝い金、そして、国立音楽院初め町外から転入された学生に対して生活応援券などこういった地域商品券の支給もしております。30年度実績は373万円でございますけれども、こういった形で商店街にお金が落ちるように、商店街に新たに転入してきた方々も足を踏み入れていただくようにそういった取り組みもしているところでございます。また、今年度で終了します加美町節電キャンペーン、これも地域商品券を活用させていただいたところでございます。

次に、組織改編のことに関するご質問でありました。余りにも統廃合や新設が多くて、職員の対応に混乱が生じるのではないかという職員に対しての思いやりからこういったご質問をしていただいたなと思っております。

現行の行政組織につきましては、平成24年の4月に改編を行いました。以降、もう7年が経過しております。また、組織の効率的な運営を図る点から議会からもご意見をいただきました。そういった中で持続可能な町を目指して各種施策を推進していくため、より効率的な行政運営を図る必要があることから、平成31年4月からの組織機構について見直しを行うものであります。

見直しに当たっては、12月に各所属長に各課の事務分掌の確認と、係を含む組織改編の提案についての通知を行っております。それによる各課からの提案等を含めた見直し案を庁議で検討し、まとめたものであります。

組織再編を実施する場合については、職員の人事異動とも重なることから、ご指摘のとおり、混乱するということが当然危惧されるわけでありませうけれども、職員への周知、関係機関への周知等を行いまして、その混乱が最小限となるように進めてまいりたいというふうを考えております。

また、それぞれ改編となる組織については、組織や事務分掌の改編とあわせて人事配置等についても検討してまいりたいと考えております。優秀な職員たちでありますので、しっかりと対応できるものというふうには信じておるところでございます。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それでは、細かく聞いていきたいと思っております。

町長自身がイカノエについて町民の周知もできた。これは事実としてあるんだろうというふうに思います。しかしながら、確認をさせていただきますが、やはり公式の名称は、加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略、その中の重点事項の4項目の頭文字をとって町長自身がイカノエとしたことは間違いないですか、これ確認させてください。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは私のアイデアでイカノエ戦略とさせていただきました。今、お話にあったように、加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略、大変長い、覚えるのも大変なぐらいの名前でございますので、やはり皆さん方に覚えていただくようなネーミングが必要だろうということで、その重点施策を取り上げて4つの柱にしてイカノエというふうにさせていただきました。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） このイカノエがさまざまところで、私たちも来賓として出席する場所、いろいろ場所で町長がPRしているところでもあります。その中でことし1月の成人式において町長自身が作成した4本足のイカですね、イカの足はたしか10本だと思ったんですが、この紙を新成人に持たせてPRした場面があったんですが、自身の政治活動のふうに公的な場を私的利用したのではないかという見方にとられかねない、そういった受け取られ方もあるということなんですが、この点についてどう思われますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） イカノエは、実は昨年成人式でも使わせてもらいました。途中でイカが暴れて落ちてしまったんですけども、私の式辞を聞いていただければわかりますように、ぜひ若者たちに加美町のまちづくりに参加をしてほしいと。そのためには、町がどういう取り組みをしているのか、新成人の皆さん方にお伝えする必要があるんだろうと。そして、それを聞いた成人、新成人たちも、ならば我々も加美町の町づくりに参加をしたいというふうに思っていたきたい。そういう思いからイカノエのああいっただのものもつくらせていただきました。当初、1人だと思ったんですけども、なかなか持っていながら足を1本1本外すというのは難しいものですから急遽、お二人の方をお願いをしたという次第でございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） お気持ちは重々わかりますけれども、やはりことし、この前、吉田前副町長が立候補を表明したわけですから、そういった年でもありますので行動には、やはり十分注意が必要なんではないかというふうに思います。

それで、先ほど町長の答弁で、2番目の移住・定住について123名の移住があった。それで、私の聞き方も悪いんですけども、町を離れた数は何人いるのかと、町で把握している転出者は3名、ただ単純にこれであれば120人、人口が増加したということになりますので、減少した数というのは123人に対してどのくらいだったのか、町長、町民課長ですか、商工観光、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） ひと・しごと支援室でございます。

議員お尋ねの123名の内訳でございますが、20名が……。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。

先ほど町長が答弁した中にもございましたが、平成27年度から社会増減、転入・転出での増減は、27年度は185名の減、28年度は126名の減、29年度は135名の減というふうになってございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ということは、ちょっと私も混乱するんですが、町長、123名の移住者というのは、平成27年からということなんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは前からお話ししておりますように、平成27年度から地方創生がスタートし、約3年半、昨年11月末現在までに町の制度を活用して移住してきた方々が123名ということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） はい、わかりました。ですから、こういうところが単純に123名という数字だけが走ってしまうというか、表に出てしまうというか、ですから、言い方にもよると思うんですが、平成27年度から地方創生に取り組んでこのくらい減ったけれども123名ふえたんだよというのと、ただ単に、この総合戦略に取り組んで123名の移住がありましたでは、町民の取り方も聞き方もやっぱり違うと思うんですね。ですから、そういうところがさまざまな場面で見えると私は思っております。

次の観光振興なんですけど、ツール・ド・347を開催したことによって先ほど、やくらい土産センター、そちらの売上げが伸びた、やくらい施設群の観光客がふえたということなんですけど、私が言いたいのは、やくらい施設群だけでなく、やはり小野田の町、商店街であるとか、なかなかやくらい施設群のところイベントをしているのが中新田までおりにくると、中新田の商店街で買い物をするという事はなかなか難しいとは思いますが、そういったところの経済効果をやはり考えなければ、この事業も長続きしないと私は思うんです。このことについて町長、どう思いますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、その前に先ほどの件でありますけれども、この123人は、町がこういう移住・定住施策を講じなければ来なかったであろう方々なんですね。ですから、減少幅が圧縮されたということは事実であります。ですから、国立の社会保障人口問題研究所、これの平成30年度の推計、特に生産年齢人口の推計値を300名以上上回っております。この社人研の推計というのはほぼ当たる。上回ることは非常に困難であると。下回ることがあっても上回ることは困難であると言われておりますけれども、これを生産年齢人口で300人以上上回っているということは、これは私は大きな成果だろうと思っております。人口全体が減っていくのは、ある意味ではやむを得ません。昨年1年間で387人亡くなって、そして、100人がお生まれになったわけですから、加えて社会減もありますので。一番大事なことは、私が施政方針にも述べたように、社会を支える、町を支える生産年齢人口の目減りをどれだけ抑えるかということでございますので、そのことに関しては数値から見ても効果があらわられてい



るということ、ここはご理解いただきたいというふうに思います。

それから、この菓業でのさまざまなイベントにおける効果でありますけれども、まず小野田の商店街の方々、何人かに聞きますと、やはりイベントがあるときには、特に飲食店、イベントがあるときにはお客さんがふえとおっしゃっています。また、どどんこ館、あるいはその周辺のお菓子屋さん、菓業で大きなイベントがあるときにはこちらに流れてくるようになりましたと。ですから、お客さんが多いときには、聞いてみると、やはり菓業でイベントがあったということをおっしゃっていますので、確実にそういったお客さん方が菓業でお金を落とすだけでなく、特に飲食店、小野田の飲食店あるいは宮崎の飲食店、どどんこ館等にお金を落してくださっているということは、私の知り得る範囲では事実と思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ですから、私が言っているのは、わかりますよ、123名がふえたのはこのイカノエのおかげだということはわかります。ただし、その言い方があるでしょうということをおっしゃっているんですが、小野田の商店街の人たち、聞いたということだけでなく、やはり担当課もあると思うんですが、費用対効果を細かく検証して今後、どうしていかなきゃいけないかということを進めていく上では非常に大事なことだろうというふうに思います。

この交付金事業が3年ぐらいだと思うんですが、国の交付金事業が終了した場合、次の事業費の財源というのはどのようになるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課課長補佐。

○企画財政課課長補佐（佐々木 実君） 企画財政課課長補佐、お答えいたします。

現在、国のほうで平成26年12月27日にまち・ひと・しごと創生法ということで閣議決定をしましてまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。これの第1ステージということで平成25年から平成29年まで5年間で1スパンということになっていまして、国のほうでは20年からまた5年の次のステージということで第2段を考えているというふうなところで国のほうのホームページには載っております。それに取り組むか取り組まないかということは、町のほうのまた考え方ということになってございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それに取り組むか取り組まないか、町の方針だということですが、このイベント、例えばツール・ド・347、SEA TO SUMMITは続けるということであれば、また国に申請するということがいいんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 3年目ですのでしっかりと新年度、集客をしていくということがまず大事だろうというふうに思っておりますし、当然、平成32年以降、どうするかということも検討していかなきゃならないと思っております。

例えばSEA TO SUMMITでございますが、今、私、今年度、初めてふるさと納税の返礼品としてそのSEA TO SUMMITの参加というものを設けました。今年度は残念ながらお一人だけがそれを利用して参加をされたんですけれども、私、先般、モンベルの辰野会長に、これは新年度は13カ所でしょうかね、全てでそういったものに取り組んだらどうでしょうかと。いわゆるその町にふるさと納税をすれば、SEA TO SUMMITに1万円払わなくてもSEA TO SUMMITに参加できますよという、そういった仕組みの提案もしてまいりました。

ですから、そういった形で国の申請をすれば、あるいは32年度も対象になるかもしれませんが、それだけに頼ることなく財源を確保すること、ふるさと納税も賢く活用して財源を確保するという、こういったことなども必要だろうというふうに思っておりますので、財源も確保していくということ。そして、こういったアウトドアイベントが、ようやくアウトドア加美町ということも浸透してまいりましたので、それから加美町振興公社の社長も、やはり温泉だけでは人が呼べないと。そして一番温泉が落ち込みが激しいですから、そうしたときには、やはりアウトドア、食、そして温泉といったものを組み合わせなければ葉菜、あるいは宮崎も含め集客することが困難ですので、こういったアウトドアのイベントを組み合わせながら取り組んでいくべきかということは振興公社等とも、関連の方々とも話し合いながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今、町長からふるさと納税の話が出ましたので、今、ふるさと納税も全国で非常に問題というか、話題にもなっております。本来、地場産を使用すべきだという国の方針と3割程度という金額もありますので、その辺はよくよく精査をされてやるべきではないかというふうに思います。

薬草栽培についてなんですが、新年度施政方針では80アール、倍にふやすということなんですが、現状、栽培農家というのは何軒あるのか。また、今後、80アールにふやすに当たっては現状の軒数で十分間に合うものかどうか。農家所得の向上というふうにうたっておりますので、先ほど1回目でどのくらい所得向上につながったのかというところ、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

今、薬草栽培につきましては、製薬会社との試験栽培の契約でその研究会としてムラサキを20アール、平成30年度は栽培をいたしました。これは収穫量に関係なく12万円ということで製薬会社のほうからいただいております。あとの20アールについては、個人で20アール、2名の方が20アール、10アール程度ずつだったんですが、トウキという薬草を栽培してございます。トウキについては乾燥重量でキロ1,000円という形で、残念ながら平成30年度は微々たる収量に終わったんですが、そのトウキに31年度、取り組みたいという農家がふえておりますので、ムラサキの試験栽培のほかにもムラサキにも栽培してみたいという方がございますので80アールというふうな形で施政方針は出させていただきました。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） そういうご説明であれば、やはり長い目で見なければいけないんだろうというふうに思います。これが本当に根差して農家の所得の向上につながればいいと思います。

汚染廃棄物についてなんですが、先ほど町長の口から、最初の答弁からありました加美町の焼却施設を改修して焼却すると。あるところから出たという答弁でしたけれども、改修にかかる事業費が膨大だということで断念したと私、聞いているんですが、これは町長の考えではなかったんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私の考えでなく、私はお断りをいたしました。改修費が膨大だからという理由でそれがだめになったとか、よかったとかという話ではございません。それは私のほうから、とても地域の方々のご理解は得られないでしょうというお話をさせていただいたところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 前回の特別委員会、この汚染牧草に関する特別委員会の中でも質問させていただいたんですが、やはり焼却ということをなかなか言えないというのは、ちょっと私は違うんでないかなと思うんですね。それ相応の大崎広域に対する負担金も出しておりますし、混焼するに当たっては、加美町で出た一般ごみも一緒に燃やしているわけですから、きのうも三浦副議長も言っておりましたけれども、すぐにやってくれということではなくて、選択肢として大崎のほうが終わったら次は加美町だよということを、主張というんじゃなく

て、大崎広域の市町の首長さんたちとしっかりそういう話ができないと、私はだめなんではないかというふうに思うんです。現在、新聞報道でも出ていますが、三本木地区のほうはもうなくなっているわけですし、あそこの最終処分場に加美町のを持っていけないという町長の気持ち、主張もわかるんですけども、その前に、やはり大崎広域での首長とのもっと密な連携、以前にもありましたけれども、大事な組合議会を欠席するなどそういうことが結局連携が図られていないんでないかと私は感じております。特別委員会でも農林課長の個人的な意見ですがということでその焼却の可能性も提案するべきだと思いますというようなことも言っておられますから、ここは完全に可能性をゼロにするのではなく、でなければ、8団体からの要望があったあの皆さん方の切実な思いというのはなかなか理解されないと思うんです。この点について町長、もう一度お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大崎議会は、これは私のみならず、欠席することがあります。それは過去のことでございます。話し合いはしっかりやっております。当然のことながら、1市4町の首長が集まってこういう大事なことについては当然、意見を交わしながら進めております。コミュニケーションしていないわけではありません。そういった話し合いの場以外でも個人的に当然話し合うことがあります。このことだけでなくさまざまな面で連携を図っているところでございます。

将来どうなるか、私もわかりません。ただ、現時点で、先ほど申し上げたように、焼却という言葉は私は安易に使うべきではないと思っております。もし加美町で焼却し、加美町で最終処分をする覚悟が我々にあるのであれば、町民にあるのであれば、私はその選択肢というものを示してもいいだろうと思っております。恐らくそれは現実的には無理でしょう。ですから、現実的にこの問題、一挙に解決できないんです、どの自治体でも、誰がやっても。ですから、現実的にまずはできるところからやっていくと。減らしていくものは、減らせるものはどんどん減らしていくと。そして、これまで申し上げたように、400ベクレル以下をすき込みながら400ベクレルを超えるもの、特に2,000ベクレル以下が90%を占めますから、このことについて生産された農地への還元はこれは可能であるというふうに国も言っていますから、このこともしっかり安全を確認しながら取り組んでいく。あるいは堆肥化というものも、これは否定しておりませんから、堆肥化というものもこれは検証していかなきゃないということで、4,000ベクレルを超えるものについての処理にも取り組んでいく、そんなふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） では、すき込みも堆肥化もみんな理解されるのでしょうか、この加美町で。よその大和町でもやっております、それから大崎市でも試験焼却始まって、石巻地域はなくなりますよ、本焼却に入って。この決断をしたのは誰か、みんな首長さんたちじゃないですか、大崎市も石巻市も大和町も。ちゃんと住民に説明をし、全て理解されているわけではないとは思いますが。それでもしっかりと説明をし、理解を得ながら、そして、放射線量も計測しながらやっていきますという結論を出して試験焼却に踏み切っているわけです。首長の決断というのは非常に大事だと思うんですけど、この点についてもう一度お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この決断は1市4町の首長でしたこととございます。試験焼却は今、組合で実施をしているところでございます。ですから、そのことについては私も同意をしていると、これは1市4町の首長が一致して試験焼却をやるということで進めているものでございますので、何らそれについては私は問題がないというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、4,900トンある加美町のもの、これを全て焼却処分しようとするならば、もしですね、すきこみもできない、何もできない、焼却しようとするならば、先ほど申し上げたように、加美町で焼却をし、加美町で処分をするという覚悟がなければ、これはできるものではないと私は思っておりますし、それは大変なことだろうというふうに思っております。ですから、安易に焼却ということをお口にすべきでない。そして、一旦そういうことをもし加美町がするとなれば、それではなぜ放射性廃棄物最終処分場を受けることができないのかと言われたときにどう反論できるのでしょうか。そういったことも含めて我々は考えていかなきゃないということを申し上げているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） この問題については決断ができないということなんでしょうね。

では、商工業について伺います。中小企業についての施策、さまざまありましたけれども、もっと小規模な商店関係ですね、そういったところの支援策について農業振興ではさまざまな交付金制度などがあります。しかし、加美町の小さな商店などの健全経営の支援というのはなかなか、行政報告書を見ますと、融資金額に対しての保証料の支援とかというふうには行っておりますが、地域振興資金の新たな融資の拡充などは考えておりませんか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長兼ひと・しごと支援室長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

先ほど議員の質問のほうに対しまして、町長、まち・ひと・しごと支援室並びに商工観光課、それぞれの施策でお答えした中でこの信用保証の関係も回答しておりますが、現在、例年、非常に利用が多くてそれなりにご利用はいただいているという実感はございますし、利率につきましても引き下げ等をしているというふうな努力もしております。新たな追加というのは全体の中で利用される方々の状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ぜひ検討のほうをお願いしたいと思っております。

中新田地区の商店街のにぎわいづくりについて、きのうも3番議員からもありましたけれども、やはり拠点施設というものは私は必要だと思っております。きのうの答弁では、運営主体が決まらなかったため当初の計画が頓挫したというふうにおっしゃっています。しかし、実情は、一番最初に出た平成27年度の答申だったか、平成28年度の答申だったかで出ました施設については、町長に直談判の末、反対を唱えた一部の商店主の方に配慮してトップダウンで中止になったと当時の職員や検討委員会のメンバーから聞いておりますが、それは事実かどうか。そして、その後、西町商和会などから町の案を出してほしいということで、ウェルネス機能を加えた分庁舎としての機能が色濃い案が議会から反発されてというのが今日の実情ではないかと思っておりますが、このことについてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かに反対を唱える方がいらっしゃいました。私に直接でありませんでしたけれどもありました。町が委託している委託先の方に商店街を全部調査をしてもらいました。1軒1軒回って調査をしたと聞いております。そうしたところ、この拠点整備に賛成している方は、私の記憶ではごくわずかでした。反対している方もいれば、あるいは余り必要を感じない、あるいは無関心の方も含めて積極的に賛成をしている方々はごくわずかだったと記憶しております。ですから、商店街の方々に十分理解されていない、あるいは受け入れられていない、なおかつ運営主体が定まらない、いないという提案でありましたので、これを町として進めるわけにいかないという、そういった判断でありました。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 前にも申し上げたと思うんですが、この一番最初に出た答申ですね、検討委員会の答申、これは平成24年からのにぎわいづくり委員会から発展してできたもので、町長も肝入りで行ってきた政策だったと思っております。宮城大学の風間先生を入れてすば

らしい案が出されたんだってと私は記憶しておりますが、一部は反対の方、それが反対の方が多かったと今、町長、おっしゃいましたけど、では、そこまで3年もかけてつくってきた方々に対する思いとか、思いやりというのは何もなかったんですか、そこですぐ反対のほうで調査したら多いよだからもう中止しようということになったんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど味上議員がお話したように、西町商和会、最初花楽小路商店会という話がありまして、そこでは、当初は受け入れてもいいというふうなお話だったとも聞いておりますけれども、結局その案がだめになって、次に担当課が西町商和会のほうから自分たちが担ってもいいというふうなお話を頂戴したというふうなことを私は聞いております。直接商店会の方々と話し合っているわけではありませんけれども、そして、そういった中で町のほうから提案をしてほしいという意見があったというふうに聞いております。

そこで、関係各課が集まりまして、それでは町としてのプラン、これも最初に皆さん方が出してくださった提案書、ここに記載していることをかなり盛り込んだ形で提案をさせていただきました。その提案書の中には、実は公的な空間といいますか、サービスといいますか、そういったことが提供できるというふうなことも実際書いてあったと記憶しています。それからかつて中新田町時代に、商店街の中に行政窓口があってもいいんじゃないかと、そういった組織があってもいいんじゃないかというふうなお話があったということも聞いておりました。そういったことも勘案し、そして、役場の機能の一部が商店街にあれば、いや応なしにおのずから人々が商店街に足を踏み入れるのではないかという思いもありました。ですから、最初に出された案とはもちろん、違う案ではありますが、そこに盛り込まれている方々の思い、これは十分受けとめた上で町としての案を出させていただいたつもりでございます。

委員の中には町の案に賛成だった方々もいるやにも聞いております。ですから、その方々の思いを十分に我々は受けとめてやってきたつもりでありますし、今回出された案ですね、このことについても庁内でしっかりと議論をした上で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 拠点施設については私も思うところもありますけれども、きょうはちょっと時間がありませんので、次に組織、職員体制について伺います。

協働のまちづくり推進課を廃止しましてバイオマス産業構想実現に向けてのエネルギー政策ということなんですが、このエネルギー政策を再生と新エネルギーと分散するのはどうい

ことなんでしょうか。

○町長（猪股洋文君） かつては新エネルギーという言い方をしておりましたが、今は再生可能エネルギーというふうに呼んでおりますが、それで一本化で私たちは今、話しているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 再生可能エネルギー推進係と森林整備対策室が新たに加わった前の農林課ですね、農林政策課の人数や体制はどのようになるのか。これまでも煩雑であった農林課がますます混乱するのではないかと心配しておりますが、どのようになりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

全員協議会のほうで今回の組織、機構について説明をさせていただきました。そのときについても配置後の人数ということのお話も出ましたが、配置については現在、検討を進めているところでございまして、何人というところは現時点では明確にはなっておりません。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） パラリンピックホストタウン推進室、これはパラリンピックが終わるまでの推進課なんでしょうか。それが終わった後はどうするのか。それだけで、そのパラリンピックのためだけに改編するのであれば、そのまま改編しなくてもいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長であります。

ご質問の室については、ご質問のとおり、大会が終了、大会といいましょうか、パラリンピックが終了するまでの限定的な室ということでありまして。それであれば、今のままの係といいましょうか、そういう形でいってもいいんじゃないかということでありまして、今後、事前合宿とか、いろんな事務的なものも出てまいりますので、やはり室を設けてきちんとした対応をするということで今回、室の設置を決めたわけでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） もう1点だけ。体育振興係、これの役割は何でしょうか、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。



○総務課長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

体育振興係については、現在、体育振興室で所管している体育振興に係る事業全般についてを持つこととなります。ただ、現在、さっきのオリ・パラの関係もあわせて持っていますので、それについては室に分離をした形で係という形で生涯学習の中に配置をしたいということでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ありがとうございます。パラリンピックホストタウンということでこれにける町長の思いもあると思います。チリの選手団が心置きなく加美町で事前合宿、それから来年の大会の合宿ができるように、職員の体制が変わりますけれども、職員の方々の頑張りを期待しております。

最後に、町長に申し上げますが、施政方針の結びでホンダの創始者、本田宗一郎氏の言葉を引用して「チャレンジして失敗を恐れるな。何もしないことを恐れる」という言葉を引用しております。成功するためにはチャレンジし続けることが大切だと述べておりますが、このことは、民間企業の経営者ならばいざ知らず、住民の尊い血税を預かり、善意と資源とお金が循環する人と自然に優しい持続可能なまちづくりを目指す自治体の首長の言葉とは私は思えないんです。2年連続決算に失敗してもなおチャレンジし続けろということはどうなのか。さらに昨年12月定例会で3選出馬について質問したにもかかわらず、相撲の話で肩すかしを食わせ、ことし2月、自身の私的な講演会の場で出馬を表明したことは、議会を無視しただけでなく、私たち議員を選んできた町民をも無視したことにもなります。このことは甚だ遺憾であり議会軽視とも言わざるを得ません。来るべき8月の町長選挙においては、正々堂々、政策論争で闘っていただくことを切に希望して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、1番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。午後3時15分まで休憩いたします。

午後3時03分 休憩

---

午後3時15分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告9番、15番下山孝雄君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 下山孝雄君 登壇〕

○15番（下山孝雄君） 議長より発言の許可をいただきました。通告しております児童・生徒の学力向上についてを一般質問といたします。

全国学力学習状況調査は、2007年4月から全国で小学6年生と中学3年生を対象に実施され、結果は文部科学省が公表しております。

文部科学省は、過度な競争を招かないように教育委員会に対して市町村別、学校別の公表を行わないよう求めてきましたが、2014年度調査から各教育委員会の判断での公表を可能としております。

1、加美町独自の学力調査とあわせて結果と分析の状況及びこれから取り組むべき課題や方向性を伺います。

1つ、教育環境の整備について。

1つ、キャリア教育への取り組みについて。

1つ、文部科学省は、2020年から順次実施する次期学習要領でアクティブ・ラーニングを全教科での導入を目指しておりますが、加美町での考え方と取り組みについてお伺いをいたします。

2、児童・生徒の学力向上を図るため、国の政策制度審議会教育委員会の役割の明確化、市町村長のかかわり、権限の強化が図られ、少子化や人口減社会の中で確かな子育てと教育の役割が増大しております。これからの時代を大きく左右するものと思われま。町長の教育に対する所見をお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、児童・生徒の学力向上についてご質問いただきました。それについてお答えしたいと思います。

まず、加美町独自の学力調査につきましては、小学校では1年生から6年生までの全学年で国語、算数の2教科を実施しております。中学校につきましては、1年生と2年生で国語、社会、数学、理科、英語の5教科を実施しております。

テストの評価の一つの指標としまして全国の平均正答率と目標値、目標値といいますのは、学習指導要領に示されていた内容について標準的な時間をかけて学んだ場合、設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を示したものであります。

本年度の結果につきましては、小学校では国語、算数ともに全学年で平均正答率が目標値を

上回っております。そして、全国の平均正答率と同程度という結果が出ております。

一方、中学校につきましては、国語、社会につきましては1、2学年とも平均正答率が目標値と同程度という結果が出ています。しかし、数学、理科、英語につきましては平均正答率が目標値を下回っているという結果が出ております。

これらの結果から、小学校では平均正答率が全国平均正答率と同程度でありますけれども、中学校で大きく差が開くということと、さらに、中学校では特に数学、英語の平均正答率が低い傾向にありますので、さらなる事業の改善と小中連携が必要というふうに考えております。

教育委員会としましては、先般、学力向上会議を開催しまして今後の取り組みの方向性を協議したところであります。具体としましては、今年度、各中学校区で作成しました小・中9年間を見通した家庭学習の手引、これの活用、それから小学校の学習が中学校の学習にスムーズにつながるようということと小学校と中学校の教員同士が互いの授業を見合う機会を設定、そして、児童・生徒にわかりやすい授業を目指すことも確認しております。

加えて、今年度から取り組んでおります宮城県総合教育センターとの連携による学校サポート事業、これに来年度も継続し、中学校区ごとに小・中連携した加美町の子どもたちの学力向上に取り組んでまいります。

続いて、教育環境の整備についてでございますが、児童・生徒の学力向上に向けての教育環境の整備につきましては、全国学力学習状況調査や町の学力調査の結果を見ましても喫緊の課題であるというふうに捉えております。確かな学力を身につけさせる上において現状では子どもたちの学ぶ意欲、それから家庭での学習習慣というのは必ずしも十分ではないというふうに考えております。何といたしまして、学びを推進するエンジンとなるのは子どもの学びに向かう力でありまして、わかるようになりたい、できるようになりたい、やってみよう、おもしろそうだといった子どもたちの学びへの興味関心と意欲を引き出すためには、やはり何といたしても教員の教科指導力の向上が不可欠であるというふうに考えております。

このため、平成31年度より各学校における創意工夫を生かした取り組みを支援するために、教育委員会事務局に指導主事を配置しましてその専門性を生かして各学校に適切な指導、そして、具体的な助言を継続的にできるような、そのような機能を充実させてまいりたいというふうに考えております。

また、幼児期の教育は生涯にわたる学習の基盤を形成するものであり、質の高い幼児教育を受けることがその後の学力の向上や不登校、問題行動の低下にもつながると言われておりま

す。

本町の児童・生徒の学力低下や不登校が深刻化している中ですので、特別な配慮を必要とする児童・生徒も増加傾向にあります。

このため、幼稚園、保育所の幼児教育、保育と小学校との連携、接続の円滑化など幼児期から義務教育までの12年間を見通した幼小中一貫した教育を図ってまいりたいというふうと考えております。

続いて、キャリア教育の取り組みについてでございますが、キャリア教育に関しましては教育基本法や学校教育法等の法令に規定されておりました、現在の学習指導要領の中においても随所にキャリア教育が目指す目標や内容が盛り込まれております。各小・中学校では、キャリア教育の目標や年間計画を教育計画の中に位置づけ、体験活動を中心とした活動を行っております。特に本町におきましては、志教育と銘打ちまして、小学校では地域の人材を活用した学習を進め、つきたい仕事や将来の夢、地域への思いを育めるよう努めているところであります。

また、中学校におきましては、総合的な学習の時間の中で職場体験学習を中心にキャリア教育の計画を立てて実施しております。

このような取り組みが評価されまして、平成28年度において所管する全ての中学校区において志教育を通してキャリア教育の充実を推進するとともに、各学校のキャリア教育の円滑な実施の支援を図ったとして文部科学大臣よりキャリア教育優良教育委員会として表彰を受けているところであります。

今後も引き続きこのキャリア教育を小・中学校の教育計画の中に取り入れ、体験学習を中心とした学習をすることにより、社会に対する視野を広げ、将来に対する夢や希望を膨らませて自分を見つめ、今やらなければならないことを子どもたちに考えさせ取り組ませていきたいと考えております。

続きまして、次期学習指導要領でのアクティブ・ラーニングを全教科での導入を目指してということで、加美町としての考えと取り組みについてお話をしたいと思います。

次期学習指導要領では、小学校の英語の教科化など学ぶ内容の充実だけでなく、全教科の授業の中にアクティブ・ラーニングを取り入れることが大きな柱になっております。このアクティブ・ラーニングは、従来のような教員が一方向的に教える授業ではなく、学び手の子どもたちが主体的、能動的に参加する授業でありまして、このことを次期学習指導要領では主体的、対話的で深い学びと表現しております。

このアクティブ・ラーニングを授業の中に取り入れることにより、子どもたちが授業を聞いているだけの受け身的な学習ではなく、子どもたち同士で話し合ったり発表し合ったりすることで主体的に授業に参加することになります。

また、子どもたちは各教科で身につけた知識技能をさまざまな場面で使いこなすことも求められます。具体的なものとしましては、地域の課題を調べて解決する学習等が代表的なものです。この考え方は現在の授業でも取り入れられております。各小・中学校では、総合的な学習の時間や各教科の中でグループ学習や発表、課題解決学習を行っております。

教育委員会としましても、新学習指導要領の大きな柱であります主体的、対話的で深い学びの趣旨を確認し、加美町の子どもたちが受け身的に授業に参加するのではなく、能動的に授業に参加し、深い学びにつながるアクティブ・ラーニングを各教科で取り入れるように教育環境を整備してまいりたいと考えております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、町長の所見ということでありましたので、児童・生徒の学力向上等について私のほうから述べさせていただきます。

まず、教育委員会の役割の明確化、市町村長のかかわり等については、平成27年の4月1日から施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律のとおりでありますけれども、簡単に改正された内容を申し上げますと、1つは、首長が直接教育長を任命することにより任命責任が明確化されたということであります。本町におきましては、昨年8月に招集した臨時会において教育長の任命について議会の同意をいただいたところであります。

2つ目は、総合教育会議の設置が義務づけられたということです。これは首長が教育政策について議論することができ、首長と教育委員会が協議、調整することにより教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを目的に設置するものであります。その協議、調整事項として、教育行政の大綱策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命及び身体の保護と緊急措置を必要とする場合と規定されております。

本町では、総合教育会議を毎年、予算編成時期に開催し、教育行政の新年度事業について協議をしております。このほか、教育大綱の策定や学校の統合について協議をしてまいりました。議員ご指摘のとおり、確かな子育てと教育の役割が大変重要であると認識しております

ので、連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

施政方針でも述べましたが、少子化、高齢化の進展、家族や地域社会の変容により学校や子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。教育課題も深刻、かつ複雑化しております。町と教育委員会がより一層の連携を強化し、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成を目指すとともに、生涯学習の基礎を養い、優しさとたくましさを兼ね備えた心の教育、生きる力の育成に努めてまいります。

学校教育につきましては、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導を充実させるため、先ほど教育長からありましたように指導主事を配置し、学校を支援する機能を強化してまいります。特に学力向上につきましては、本町の子どもたちにとって大きな課題であり、全体的な底上げを図ることが必要と考えております。そのため、全国学力調査や町独自の学力調査の結果等を分析、活用し、学校における効果的な取り組みや課題解決に向けて、昨年立ち上げました加美町学力向上会議を核とし、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

また、深刻な状況が続く不登校問題等につきましては、学校生活への自発的な復帰を支援する加美町子どもの心のケアハウスを今年度、開設しております。引き続き学習指導や家庭訪問、教育相談等を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーや学校、保護者、関係機関と連携しながらこれらの諸問題に対応してまいります。

広報2月号の町長日記で述べさせていただきましたけれども、この認知能力の土台となる非認知能力を幼少期にきちっと身につけるといことが非常に重要でございます。まさにこの非認知能力というのは目標に向かって頑張れる力、へこたれない力、そういった力でございますので、この力をきちっと培う。そのためには、やはり幼児教育が非常に重要でありますし、子どもたちが自然の中で思う存分遊び、発見し、感動し、そして、生きる力を育んでいくということが非常に重要だと思っております。その上できちっとした小学校、中学校等々での教育を充実させていくことによって、またサポートしていくことによりまして確かな学力向上につながっていくものというふうに考えております。

以上、私の考えを述べさせていただきました。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） まず、加美町で行っております独自調査ですね、テスト、これについて説明をいただきました。これはいつから実施してどういった業者が入るかどうか、またどういった範囲で加美町では取り組んでいるテスト、その範囲というか、業者でどういったとこ

ろで大崎管内でやっていますとか、そういった設問の仕方とかいろいろ設定していると思うんですけども、そういった内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

町独自の学力テストでございますけれども、現在は教科書会社で作成している問題を採用してございます。

町独自の調査を始めたのはいつからというのはちょっと把握はしてございませんけれども、各市町村、それぞれ独自に実施しているようでございまして、本町と同じ業者を使っている市町村もあれば、別の業者を使っている市町村もあるということのようでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 独自の調査ですからほかの町と合わせる必要はないと思うんですけども、やはりレベルを比較できるようなことであっていいのかなと思っております。

全国学力調査もそうですけれども、ゆとり教育でかなり学力が心配された。それらの是正のために実施されたということでもありますけれども、文部科学省は、これは県、政令都市分けて公表しております。それから私たちが知ることは、仙台は政令都市、宮城県は県が2つあるような、権限も2つになっておりますし、そういった中で学力の差がちょっと顕著なのかなと思いますし、それからほかの34市町村でも全国レベル以上に超えているところが5分の1あると言われておりますし、ある町についてはトップレベル、そうすると、なおさらほかの自治体ではちょっと力が落ちる、いわゆる差があると思われるんですけども、その点についてどう判断されますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

なかなか各市町村あるいは政令指定都市との県の差、一概には言えない部分があると思うんですが、加美町としては、例えば全国学力学習状況調査の質問紙の調査結果を見ますと、小学校、中学校において予習、復習など家庭学習をやっている子どもたちの割合は全国よりも高いです。ただ、学習時間については、例えば中学校で2時間以上となると、全国をはるかに下回ります。やはりそういうまず家庭学習の時間とそれから質ということがあるのかなというふうに考えております。

それからあと、これも具体的に統計をとったわけではないんですけども、仙台市と加美町

を比較したときに、塾や習い事に通う子どもたちの割合というのも大分違ってくるのかな、学習環境といたらいいんでしょうかね、幅広くですね、そういう違いもあると思います。

それから、加美町の場合には、不登校、不登校傾向も含めまして休みがちの子どもが県平均よりも多いと。結局休みがちであるということは、学びの連続性、つまり基礎基本が抜けてしまうところがあるわけですね。それで定着が悪くなってしまう部分もあるのではないかと、いうふうに考えております。

それから、今、子どもたちを見ていますと、配慮を要する子どもたちもふえてきていると。その子どもがその環境で学ぶことが本当にいいのかどうか。そういう見きわめも大事なのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） そういったことなんですけれども、やっぱり仙台市だけでなくほかの自治体でも結局ある程度の成績、またトップの成績に近いような成績も出しているところがあるということは、いろいろ検討される課題は多いと思うんですけれども、1つとして独自の学力調査、これをいかに活用、生かしているか、それが先生方に教える、授業の持ち方の工夫を自己改革するぐらいの、そういった気持ちがレベルアップ、底上げにつながっていくと思いますし、それから、加美町で私が心配されるのは、学校評価というのがありますけれども、先生たちに伺いますと、私の授業を理解している子どもたちは全員ではないと言うんですよね。あと生徒たちもそうです。私は授業についていけないということを意識しながら、ただ先生は1人だけ相手にするわけにいかないんで、やはり授業は学習指導要領に基づいて着実に進んでいくと。そういった全国学力調査では全ての子どもの指導に応える、建前はそうなんですけれども、そのギャップ、難しさがあるんですけども、そういう点、どうお考えになっておりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

全国学力学習状況調査の目的、それから町の独自の学力調査の目的、共通する部分ありますし、さらに町の学力テストについては、同じ子どもを経年変化を見ていくことはできる。全国の場合には小学校6年生、中学校3年生だけなんです。町のほうでやっているのは、子どもの伸びを子ども自身も知ることができる。あと、教員もそれを押さえて指導できるというメリットがあるというふうに考えて実施しております。

例えば全国学力学習状況調査につきましては、大事なことは、結果をどう分析して子どもた



ちの実態をどこまできちんと把握して、それに対してどういう具体的な対策を立てて子どもの指導に当たっていくかということでもあります。今、例えば加美町のある学校では、結果の分析を行って、そしてあと、学校としての課題、例えば小学校ですと、国語、算数、どんなところが課題があるか。そして、それに対して学校としてこのように取り組んでいきます。それは各家庭にお知らせをして、そして、家庭ではこういうことに取り組んでください。つまり学校と家庭と一緒にあって子どもたちを指導していく、そういう取り組みを行っております。そして、学校では一人一人の状況を把握した上で確かな学力を身につけていくように定着、向上ですね、それに取り組んでいきますということで家庭にも説明しながら取り組んでいるというところでもあります。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） たびたび仙台市の例で恐縮なんですけれども、仙台での傾向としては、小学校のときは全国平均、中学校になると、成績よくなると私は見えています。それはなぜかという、政令都市20あるんですけれどもその中で仙台市、トップになるんですよ、中学校になりますと。そういった結果を残す。

今、説明をいただいて加美町の状況では、小学校のときは全国と同等、中学校では大きく差が開くと言われると、いや、これはちょっと大変な、しかも、保護者とか子どもたちにとって一番大切な受験を控えて中学校、そういった目標あるわけでありまして、それから英語力が低い。これは本当は逆だと、逆ではない、どちらもよければ一番いいんですけども、そういったことで、先ほど教育長さん、おっしゃられましたとおり、やっぱり仙台市とは状況が違うと思います。それは何かという、やっぱり通塾率も違いますし、学校以外の勉強もする。それから、高校入試の状況が違いますよね。厳しいところにある。重なるかもしれませんが、そういった点、どうお考えになりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） まさにそのとおりであるわけなんですけれども、今、ことし、加美町では学力向上会議を立ち上げて小・中連携をした学習ということで取り組んできております。

今、議員おっしゃられたように、小学校で全国平均目標値を達成しているのに、なぜ中学校で悪くなるのか。やはり小学校の授業づくりと中学校の授業づくり、先生方ですね、そこにギャップがあるんですね。どちらも一生懸命やっているんですけども、小学校で丁寧に教えられてきた、今は話を聞く時間、今は書く時間ときちんとが時間を確保していただいているんですが、中学校に入ると、それが子どもの判断で一緒になってしまう。自分で聞いて

自分で書いてというふうな部分がありますので、その辺、今、殊に取り組んできたところは、小学校で教えた子どもたちが中学校でどんな授業を学んでいるのか。中学校では、中学校に入ってくる子どもたちが小学校でどんなふうに学んでいるのか、それをお互いに見合っただけで授業づくりを改善していきましょうということで今、取り組んでおります。これまで生徒指導面ではいろんな小・中の引き継ぎというのは十分行われてきたんですけれども、学習面でちょっと弱い部分がありました。そのところ、子どもたちが中学校に入ってもスムーズに授業に取り組んでいけるように進めていきたいなということで今、取り組んでいるところであります。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 教育長さんのお話を聞いていると、認識は同じだと思うんです。やっぱり教師の役割が大きいということでありまして、私もそう考えております。教えることは学ぶことということで先生が常に改革意識を持って頑張っていかなければならないと思います。

そこで、学校でよくお話しすると、いろんな研修に先生方をやりたいんだけども教員の配置はゆとりがないと。研修にはなかなか出せませんというような、ほかの視察とかね、そういったものについてはどう考えますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 小・中学校につきましては、学校の状況にもよるんですけれども、教職員の数、学級と各小・中学校、学級数で教職員の定数が決まってくるので、小さな学校ですと、もしその先生が出張するとクラスに誰も先生がつかないという状況もあるかもしれません。でも、やっぱり研修に行くために場合によっては教頭、校長が教室に入るといったところもあります。これは教職員の定数が学級数で定まっているものですから余分にそこに先生を配置することにはいきませんので、そこは学校で工夫して出してもらえないんですかね。それで、研修を受けた先生が学校に戻ったら、それを今度は校内研修という形で自分が研修で学んできたことをほかの先生方に伝講して共有すると。

あと、教職員には、しっ皆研修と行って必ず受けなくちゃならない研修があります。やはりそういうときには、その先生が、例えば小学校の先生で担任して副担任とかそういうのがいないとすれば、クラスを持っていない教務主任が入ったり、あるいは場合によっては本当に校長先生が入って授業を行っているところも実際町内の学校ではあります。そこはなかなか委員会としてできない部分がありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） アクティブ・ラーニング、これは先生方とよく話しすると、これまでの講義型の授業よりも、やっぱり子どもたちの弱点としては話すことと聞くこと、これが弱点になりますので、一斉に講義型の授業よりも話し合ったり、皆さんでやりながらする教育の進め方が結局身につく、知識の定着度が深まるというようなことで、これ先生方に聞いてみますと、私たちは初めて聞いたような言葉に捉えますけれども、先生方は20年を待たなくてももうそういった精神で取り組んでいるという先生もおるんですね。それは自分で授業の研究の中でやっている。そういったことに今度、教育長さん、そういった後押しをお願いして、こういった定着できる、本当に子どもたちが身につくような授業の確立をお願いしたいなと思います。

それともう一つ、先ほど学力テスト、これはよくマスコミの話題になりますけれども、公表しているところとしないところがあります。14年からできるようになったわけですがけれども、宮城県の中で見ますと、約3割が公表、6割は公表しない。残りが一部公表というような形をとっているようですけれども、加美町では一応公表はしないという今までのお話をずっと聞いております。教育委員会で賛否を含めてどのような意見が出て公表しないことに至っておりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） それでは、初めにアクティブ・ラーニングというお話がありましたので、小・中学校につきましては、アクティブ・ラーニングという言葉は使っておりませんがけれどももう既にやっているんですね。講義形式の授業というのは、もともとは大学の授業が講義形式でそれを改革するためのアクティブ・ラーニングだったんですけれども、小・中学校においては、特に新しいことではないなというふうに思っております。

それで、むしろこれまで取り組んできた実践を生かして、今、学習指導要領を見ますと、パブリックコメントの前はアクティブ・ラーニングという言葉があったんですけれども、今の学習指導要領にはアクティブ・ラーニングという言葉はないんですね。それは主体的、対話的で深い学びというふうになっております。結局そういう主体的で自分から能動的にというか、あと対話的で友達同士で話し合ったり、あるいはグループで話し合ったり全体でということになると思うんですけれども、さらに深い学びというところが一番重要視していかなければならないのかなと。その視点でこれまでの授業を見直してさらに質の高いものにしていくということだというふうに私は捉えております。だから、先生方からすれば、小・中学校の先生からすれば、文言そのものは新しいんですけれども中身はそんなに新しいことでは

ないというふうに捉えております。

それからあと、テストの結果の公表についてですね、これにつきましては学力テストのもともとのねらいが、子どもたちの学力状況を把握して、そしてそれを現場に生かすこと。つまり、教員の授業改善とか、あるいは児童・生徒の学力向上に生かすということが大きなねらいだというふうに捉えております。それで、学力テストではかられるものは、あくまでも学力の一部であります。それから、教育活動の一側面であるというふうに思っております。点数を公表することによって数字がひとり歩きというんでしょうかね、それによって正答率を上げることに力を入れて、そういう授業になってしまうという懸念もあるかなというふうに思っております。むしろ大事なことは、テストの結果をきちんとしっかりと分析をして学校で共有をして具体的な対策を立てる。それを実践してさらに評価をする。あと、それを同じように数値ではないんですけれども文章表現で十分保護者の方にも伝えることができると思うんですね。そして、学校と家庭と連携を図って子どもたちを指導していくということが大事ではないかなというふうに考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） それでは、キャリア教育ももうちょっと深めたいと思っていましたけれども時間の配分がありますので、教育環境について入りたいと思います。

先ほど教育長さんのほうからお話ありました。宮城県は今、いじめがワースト3、不登校がワースト1、非常にこれもマスコミに話題になるような結果でありますけれども、いじめというようなことについては非常に見えにくい面もありますし、一生懸命取り組むとそういったこともありますけれども、不登校ははっきりしている面がありますのでワースト1というのは非常に残念なことだなと思いますし、特に加美町で不登校が多いと思います。先ほどそういったことも教育長さん、触れられましたけれども、それらの対策としてケアハウスを運営されておりますけれども、この運営状況についてどういったことになっておりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

心のケアハウスにつきましては、今、場所が宮崎支所の2階の一番東の部屋に場所を構えております。一番東の部屋と北側の部屋、それから3階の階段上ったところ、3つの部屋を使って子どもたちに指導しているところであります。

これまで小学生、中学生、何名か通ってきましたけれども、小学生が1名、学校に復帰しました。それから中学生が2名復帰しております。ただ、復帰はしましたけれども継続的な登

校がなかなか難しいという状況であります。今現在、中学生が7名登校しております、登校といますか、通っております。その通っている子どもたちもおうちの方が送ってきたり、あとそれからなかなか仕事の関係で送り迎えができないというお子さんについては、ケアハウスの職員が送迎をしていると。車も2台準備をしております。そういう形で進めております。

ただ、まだまだ不登校の数は多いですので、まだうちから出られない子どももいますし、その中でケアハウスに通っている子ども、3年生2人いるんですけども、1名は前期選抜を受験して受かっています。あときょう、後期選抜の試験があるんですけどもきょう、受験に向かっているはずです。

今、来年度に向けてどんな形でさらに改善を図っていくか検討しているところであります。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 宮城県はこういった状況を受けてこの間、県の予算が出ましたけれども、みやぎ子どもの心のケアハウスということで現在、19市町村が取り組んでいるところを27市町村で実施をするという予定で、この運営支援に非常に力を入れていきたいということが出ておりました。

ただ、そのスタッフの確保や復興予算で取り組んでいるようなんですけども、平成32年までその後の財源というのが心配されるわけなんですけれども、そういったことはどういったことになっておりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

みやぎ子どもの心のケアハウス事業でございますが、当初、事業年度としましては平成32年度までということであったんですが、やはり議員がおっしゃるように、宮城県、大変不登校が多いということで宮城県としては平成38年度まで事業延長するという予定にしていると。ただし、平成33年度以降は、まだ確定はしてございませんが、各市町村の持ち出しもお願いしたいという旨の説明は受けてございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） そのほかに町ではこれらの対策のためにカウンセラー、それから活動としては寺子屋などに活動を行っております。特に寺子屋などでは今回もらった行政報告の中にもありますけれども、やっぱり中・高、それから一般の支援者も入って指導してくれると

ということで、子どもたちは非常に楽しみというか、こういったものの充実を、答弁は要りませんから、期待する声が非常に大きいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思いません。

それから、小・中連携、先ほど教育長も触れられました。それから、一貫教育、これ論議としては一つのあれで論議されているような面があると思うんですけれども、この背景としては、一貫校、一貫教育でなく一貫校を実現しているところの評価が非常に高いと言われております。それらが背景になっておりますけれども、それでは、みんなそっちこっちで一貫校、できるかという、それは許認可もお金もかかりますからそれはできない。

それで、言われてきている。特に仙台市の有識者会議では、今度、提言を行っております。小・中一貫教育を目指す最終報告書をまとめて教育委員会とかそういったところに働きかける。やっぱり強く出てそれらを推進していく。それは9年間で子どもを育む、それを共有した上で系統的なカリキュラムを導入して切れ目のない指導の連続性を担保すること。先ほど教育長さんもそういった内容のことをおっしゃられておりますけれども、よく言われる、特に加美町は小学校が1つ減りますけれども現在は9校、それぞれ各旧町ごとに3つの学校から集まってきますし、中には複式学級で中学校に入ってくるころもある。そうすると、学級担任から教科担任にも変わりますし、授業の様子も大きく変わりますので、やっぱりさっき出ておりますけれども、いわゆる中1ギャップ、スムーズに流れない。そういったことの裏返しとして一貫教育、これ今からだんだん小・中連携よりもさらに強い。加美町は、施政方針でも小・中連携に取り組みがありますけれども、そういった点、教育長さんの意見をいただきたいと思えます。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

最終的には、今、下山議員がおっしゃられたように、小・中の系統性といいますか、例えば算数、数学であれば、その算数、数学の小学校1年生から中学校3年生まで、そういう系統性を大事にしていくことが必要だというふうに思っております。

ただ、今考えておりますことは、小・中の階段といいますか、それを滑らかにする。子どもたちが小学校から中学校に学校生活も、それから学習も小学校の延長線上で同じような取り組みで小・中学校の先生方がやっていけば、子どもたちはスムーズに入れるんじゃないかなと。それは小・小の連携ということはそれには必要だと思っておりますし、あわせて幼稚園と小学校、小1プロブレムということもあるんですけれども、やはり幼稚園と小学校の階段も

滑らかにする。例えば幼稚園の卒園する子どもたちは、小学校に入ったときのことを想定して幼稚園生活を送る、あるいは小学校1年生に入ってきた子どもたちは、小学校で初めてのスタートですからそこからのスタートカリキュラムといたしますか、そういうところに力を入れながらやっていくとか、今はまず連携を図っていくところから進めていきたいなというふうに、子どもたちの目線で考えたときに、子どもたちが一番迷いなく生活に適應できるようにしていきたいなというふうに考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） もう少し深めたいところがありますけれども時間もありますので。

町長にお尋ねをいたしたいと思います。先ほど教育に対する所見をお伺いいたしましたけれども、今、過去のことを言うとあれなんですけども、10年ぐらい前の話です。10年たったからあるいはいいかなと思って今までそういった話はしなかったんですけども、再編計画で小学校は目標立ててますよね、適正規模化再編計画の中では小学校は複式学級の解消、中学校はまず10年の経過を見てというようなこと、それで10年前、ちょっと思い出すと、そのころ、小野田中と宮崎中の統合、場所まで決まったんです。当時、どっちの学校も統合して建てた学校なんですけど、もうパイとしては、当然、設立時よりもどっちも半分以下になりました。どっちの学校使ってもそのままでも統合できるというような、あのとき、たしか経費が余りかけないように1,500万円あれば、あしたにも統合できるというようなことで、委員会も何回も開かれて場所まで決定したんです、今、それ言わなくてもいいと思うんですけども、ところが、残念なことに、首長がいろんな意見を聞いているうちに場所を変えた。変えたところが混乱いたしました。それで、時期尚早ということでその話は、場所まで1回提案あったのに、各関係者が話し合っただけなのに。ですから、首長、学校管理責任持っていますし、極端に言えば鉛筆1本まで町のものだと思いますし、その運営については町長の権威は非常に大きいと思います。実際、町長の決断でそういうことになりました。私は非常に残念だと思いました。当時、中新田中と同じぐらいの同等の規模をつくってそれからさらに10年ぐらいの経過でどうなるのかなとイメージしたんですけども、そういった意味で、私の考えなんですけれども、いずれ今度、町長選始まるんですけども、教育に対するそういった再編計画、適正規模化、思い切って取り組む考えはありませんか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 特に町長選挙とはかかわりないですが、私は、かねてより小野田、宮崎の中学校は10年待たずに統合すべきだと考えておまして、このことは教育長にも伝えてお

ります。何度も伝えておりますので、できるだけ早く教育委員会のほうで統合に向けて取り組んでいただきたいというふうに私は思っております。やはり子どもたちに十分な教諭の配置ができない、先ほど研修にも行けないというお話もありましたけれども、やっぱりそういったこともあるんだろうと思いますから、必要な十分な教員を配置し、そして、子どもたちも自分たちが本当に行いたいクラブもやれるような環境整備というものが、私は待ったなしで進めるべきだというふうに思っております。恐らくは教育委員会としても、今、旭小学校がことしの3月をもって宮崎小学校に統合と。そして、今、鹿原小学校の話し合いをしておりますので、鹿原が終わってからということではなくて、やはり私はできるだけ早目に中学校の統合についても取り組んでほしいというふうに思って伝えているところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 突然こういったことを出されて当惑していると思っておりますけれども、1つには、私の考えなんですけれども、例えばそういった選挙、町長は選挙と関係ないということを行いましたけれども私は関係あると思っておりますよ。いずれ急だから、その結論をどうするかは検討を十分いただいて結構ですけれども、政治家は選挙公約でそれを主張して闘えば、何がいいと思えますか、結局なった後のそれらの推進に非常に力を発揮してリーダーシップをとれると思うんですね。ですから、まだまだ期間ありますから、私の考えとしては、そういった教育に対する取り組み方、私、キャリア教育で触れようと思ったんですけれども、体験学習、20年ぐらい前から大阪、遠くは北海道、仙台市周辺の子どもたち入れています。それらを学校の指導によって朝作業から手伝いまでずっと皆、やらせて、子どもたちの視野は非常に広がっていくと思えます。夢を持つこともあると思えますし、こんな1泊、2泊で農家を教えるなんていう気持ちは毛頭ないんですけれども、そういった気持ちをこういった生活をして暮らしている人もいるんだという、そういった視野を広げてもらうことに何ぼかは役割果たしているのかなと思って、大変ですけれども続けています。そういったことについて町長、何か考え方。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私、先ほど申し上げたのは、選挙が近づく、近づかないことにかかわらず、当初から、以前から私はこの統合は進めるべきだというふうに思って教育長にもお話をしておりますので、そのことをお伝えをさせていただいたところでございます。

また、キャリア教育、さまざまな体験をするということ、視野を広げるということ、これは私も非常に重要だと思っております。そもそもアクティブ・ラーニングでありますけれども、



これはアメリカの大学教育で、いわゆる座学とフィールドワーク、これがずっとセットとして学生たちが学んできているわけですね、昔から。私もそうして学んできたんですけども、フィールドワーク、体験というのは非常に重要なんですね、学びを得る上で。ですから、そのところはきちっと取り入れていく必要があるんだろうというふうに思っておりますし、また、せっかくチリとの調印式も行いましたので、やはりチリとの関係ということも大事にしていながら、やはり国際交流、視野を広げるという意味での国際交流、こういったことにも取り組んでいきたいなど、そういうふうには思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 最後に、町長の、いわゆる考え方、生き方として非常にそういったことで伺いますと、別に町長、議員ばかりの関係でなく非常に考え方に引き出しが多い、間口が広いなどに関心するんですけども、例えば交流人口でまちづくり、それを中心に、またスポーツで、それはわかります。

ただ、私が思うには、やっぱり町民、ここで生きている町民の実につながる、交流人口もつながらないわけではないですけども、ここのためになる、実になる、それからもう一つ、さっきの教育問題などについては町をつくる根本の問題、大変だと思いますけれども、これらに真っ向に取り組む姿勢を私は希望したいなど思っております。別に答弁は結構です。終わらせていただきます。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、15番下山孝雄君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、あすは午前10時までに本議場へご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後4時13分 延会

---

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月6日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 下山孝雄

署名議員 米木正二